

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>《省略用語例》                      この通達において使用した省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。                      措置法 …… 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）                      措置法令 …… 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）                      措置法規則 …… 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）</p>	<p>(同左)</p>
目 次	目 次
<p>[措置法第69条の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）関係]                      (省略)</p>	<p>[措置法第69条の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）関係]                      (同左)</p>
<p>[措置法第69条の5（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）関係]                      (省略)</p>	<p>[措置法第69条の5（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）関係]                      (同左)</p>
<p>[措置法第70条第1項（国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等）関係]                      (省略)</p>	<p>[措置法第70条第1項（国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等）関係]                      (同左)</p>
<p>[措置法第70条第3項（特定公益信託の信託財産として相続財産に属する金銭を支出した場合の相続税の非課税）関係]                      (省略)</p>	<p>[措置法第70条第3項（特定公益信託の信託財産として相続財産に属する金銭を支出した場合の相続税の非課税）関係]                      (同左)</p>
<p>[措置法第70条の3（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）関係]                      (省略)</p>	<p>[措置法第70条の3（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）関係]                      (同左)</p>
<p>[措置法第70条の3の2（住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例）関係]</p>	<p>[措置法第70条の3の2（住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例）関係]</p>

改正後	改正前
(省略)	(同左)
〔旧措置法第70条の3(住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例)関係〕	〔旧措置法第70条の3(住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例)関係〕
(省略)	(同左)
〔旧措置法第70条の3の3(特定の贈与者から特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)・旧措置法第70条の3の4(特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例)関係〕	〔旧措置法第70条の3の3(特定の贈与者から特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)・旧措置法第70条の3の4(特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例)関係〕
(省略)	(同左)
〔措置法第70条の4(農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予)関係〕	〔措置法第70条の4(農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予)関係〕
70の4-1 (省略)	70の4-1 (同左)
<u>70の4-1の2 農地法第32条の規定による通知に係るもの</u>	(新設)
70の4-2~70の4-11 (省略)	70の4-2~70の4-11 (同左)
70の4-12 贈与者等の農業の用に供している農地又は採草放牧地	70の4-12 贈与者の農業の用に供している農地又は採草放牧地
70の4-12の2~70の4-16 (省略)	70の4-12の2~70の4-16 (同左)
70の4-17 納税猶予分の贈与税額に相当する担保	70の4-17 贈与税の額に相当する担保
70の4-18~70の4-29 (省略)	70の4-18~70の4-29 (同左)
<u>70の4-29の2 農業経営基盤強化促進法に規定する事業による譲渡をした場合</u>	(新設)
70の4-30~70の4-53 (省略)	70の4-30~70の4-53 (同左)
70の4-54 第13項各号に掲げる要件に準ずる要件	70の4-54 <u>第14項各号に掲げる要件に準ずる要件</u>
70の4-55~70の4-63 (省略)	70の4-55~70の4-63 (同左)
<u>70の4-63の2 借受代替農地等の全部又は一部につき耕作の放棄があった場合</u>	(新設)
70の4-64~70の4-71 (省略)	70の4-64~70の4-71 (同左)
(削除)	<u>70の4-72 継続届出書の提出期間</u>
<u>70の4-72 (省略)</u>	70の4-73 (同左)
<u>70の4-73 (省略)</u>	70の4-74 (同左)
<u>70の4-74 (省略)</u>	70の4-75 (同左)
<u>70の4-75 措置法第70条の4第17項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保</u>	<u>70の4-76 措置法第70条の4第16項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保</u>
70の4-76 (省略)	70の4-77 (同左)

改正後	改正前
70の4-77 (省略)	70の4-78 (同左)
70の4-78 (省略)	70の4-79 (同左)
70の4-79 (省略)	70の4-80 (同左)
70の4-80 措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付け	(新設)
70の4-81 受贈者の農業の用に供することが困難な状態となった場合	(新設)
70の4-82 営農困難時貸付けを行う特例適用農地等の単位	(新設)
70の4-83 営農困難時貸付けの対象から除かれる特例適用農地等	(新設)
70の4-84 貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合	(新設)
70の4-85 措置法第70条の6の2第1項各号による貸付け以外の措置法第70条の4第21項に規定する権利設定に基づく貸付け	(新設)
70の4-86 営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書	(新設)
70の4-87 営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書の添付書類	(新設)
70の4-88 措置法第70条の4第21項の権利設定があった場合の同条第1項の担保	(新設)
70の4-89 新たな営農困難時貸付けを行うときの貸付けの申込みを継続して行う期間	(新設)
70の4-90 新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類	(新設)
70の4-91 営農困難時貸付けを適用した後に営農困難な状態が解消した場合	(新設)
70の4-92 農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった後に受贈者が死亡した場合	(新設)
70の4-93 営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった後に贈与者が死亡した場合	(新設)
70の4-94 営農困難時貸付けを行った準農地	(新設)
70の4-95 昭和50年改正前の措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける受贈者又は平成3年改正前の措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける受贈者が措置法第70条の4第21項の規定の適用を受けた場合の贈与税の納税猶予についての取扱い	(新設)
70の4-96 平成3年改正前の措置法第70条の4第1項及び第10項の規定の適用を受ける受贈者又は平成7年改正前の措置法第70条の4第1項及び第13項の規定の適用を受ける受贈者が措置法第70条の4第21項の規定の適用を受けた場合の継続届出書の提出	(新設)
70の4-97 継続届出書の提出期間	(新設)
〔措置法第70条の5(農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)関係〕	〔措置法第70条の5(農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)関係〕
70の5-1~70の5-3 (省略)	70の5-1~70の5-3 (同左)

改 正 後	改 正 前
70の5-4 <u>営農困難時貸付けが行われている特例適用農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額</u>	(新設)
70の5-5 (省略)	70の5-4 (同左)
70の5-6 措置法第70条の4第16項の規定による承認に係る特定農地等	70の5-5 措置法第70条の4第20項の規定による承認に係る特定農地等
〔措置法第70条の6(農地等についての相続税の納税猶予等)関係〕	〔措置法第70条の6(農地等についての相続税の納税猶予等)関係〕
70の6-1 (省略)	70の6-1 (同左)
70の6-1の2 <u>農地法第32条の規定による通知に係るもの</u>	(新設)
70の6-2~70の6-7 (省略)	70の6-2~70の6-7 (同左)
70の6-7の2 <u>農業相続人の範囲</u>	(新設)
70の6-8~70の6-13の2 (省略)	70の6-8~70の6-13の2 (同左)
70の6-13の3 <u>農業相続人の農業の用に供している農地又は採草放牧地</u>	(新設)
70の6-14~70の6-16 (省略)	70の6-14~70の6-16 (同左)
70の6-17 <u>納税猶予分の相続税額に相当する担保</u>	70の6-17 <u>相続税の額に相当する担保</u>
70の6-18~70の6-30 (省略)	70の6-18~70の6-30 (同左)
70の6-30の2 <u>市街化区域内農地等に係る納税猶予税額について申告書の提出期限の翌日から20年を経過して免除があった場合の100分の20の計算</u>	(新設)
70の6-31~70の6-49 (省略)	70の6-31~70の6-49 (同左)
70の6-50 前条第13項各号に掲げる要件に準ずる要件	70の6-50 前条第14項各号に掲げる要件に準ずる要件
70の6-51~70の6-59 (省略)	70の6-51~70の6-59 (同左)
70の6-59の2 <u>借受代替農地等の全部又は一部につき耕作の放棄があった場合</u>	(新設)
70の6-60~70の6-62 (省略)	70の6-60~70の6-62 (同左)
70の6-63 特例農地等又は特定農地等の買換えについての措置法第70条の4第15項又は第16項の取扱いの準用	70の6-63 特例農地等又は特定農地等の買換えについての措置法第70条の4第15項又は第20項の取扱いの準用
70の6-64~70の6-65 (省略)	70の6-64~70の6-65 (同左)
70の6-66 <u>一時的道路用地等として貸付けの対象となる特例農地等の範囲</u>	70の6-66 <u>一時的道路用地等の対象となる特例農地等の範囲</u>
70の6-67~70の6-69 (省略)	70の6-67~70の6-69 (同左)
70の6-70 措置法第70条の6第21項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保	70の6-70 措置法第70条の6第20項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保
70の6-71~70の6-73 (省略)	70の6-71~70の6-73 (同左)
70の6-74 <u>措置法第70条の6第27項に規定する営農困難時貸付け</u>	(新設)
70の6-75 <u>農業相続人の農業の用に供することが困難な状態となった場合</u>	(新設)

改正後	改正前
70の6—76 営農困難時貸付けを行う特例農地等の単位	(新設)
70の6—77 営農困難時貸付けの対象から除かれる特例農地等	(新設)
70の6—78 営農困難時貸付けが行われている特例農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額	(新設)
70の6—79 特定貸付けの申込みを行った日後1年を経過するする日までに当該貸付けを行うことができなかった場合	(新設)
70の6—80 営農困難時貸付農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合	(新設)
70の6—81 措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があった後に贈与者が死亡した場合	(新設)
70の6—82 贈与者の死亡後に耕作の放棄又は権利消滅があった場合	(新設)
70の6—83 営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書	(新設)
70の6—84 営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書の添付書類	(新設)
70の6—85 措置法第70条の6第27項の営農困難時貸付けがあった場合の同条第1項の担保	(新設)
70の6—86 新たな営農困難時貸付けを行うときの貸付けの申込みを継続して行う期間	(新設)
70の6—87 新たな営農困難時貸付けを措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けで行った場合	(新設)
70の6—88 新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類	(新設)
70の6—89 営農困難時貸付けを適用した後に営農困難な状態が解消した場合	(新設)
70の6—90 営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった後に農業相続人が死亡した場合	(新設)
70の6—91 営農困難時貸付けを行った準農地	(新設)
70の6—92 旧法猶予適用者が措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合の措置法第70条の6の適用関係	(新設)
70の6—93 平成3年改正前の措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農業相続人が措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合の相続税の納税猶予についての取扱い	(新設)
70の6—94 旧法猶予適用者が措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合の継続届出書の提出	(新設)
70の6—95 旧法猶予適用者が措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合の同条第39項に規定する利子税の割合	(新設)

改 正 後	改 正 前
<u>70の6-96</u> (省略)	<u>70の6-74</u> (同左)
<u>70の6-97</u> 市街化区域内農地等に対応する納税猶予税額の免除	(新設)
<u>70の6-98</u> 旧法猶予適用者の利子税の割合	(新設)
<u>70の6-99</u> (省略)	<u>70の6-75</u> (同左)
<u>70の6-100</u> (省略)	<u>70の6-76</u> (同左)
<u>70の6-101</u> (省略)	<u>70の6-77</u> (同左)
<u>70の6-102</u> (省略)	<u>70の6-78</u> (同左)
<u>70の6-103</u> (省略)	<u>70の6-79</u> (同左)
<u>70の6-104</u> 平成21年改正前の措置法第70条の4及び平成21年改正前の措置法第70条の6の規定による贈与税及び相続税の納税猶予についての取扱い	(新設)
<u>70の6-105</u> (省略)	<u>70の6-80</u> (同左)
<u>〔措置法第70条の6の2（(相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例)関係）</u>	(新設)
<u>70の6の2-1</u> 措置法第70条の6の2の適用の対象となる特例農地等の範囲	(新設)
<u>70の6の2-2</u> 特定貸付けに該当しない貸付け	(新設)
<u>70の6の2-3</u> 特定貸付けが行われている特例農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額	(新設)
<u>70の6の2-4</u> 特定貸付けに係る権利設定に関する届出書	(新設)
<u>70の6の2-5</u> 措置法第70条の6の2第1項の賃借権等の設定があった場合の措置法第70条の6第1項の担保	(新設)
<u>70の6の2-6</u> 貸付期限の更新があった場合	(新設)
<u>70の6の2-7</u> 新たな特定貸付けに関する承認申請書の添付書類	(新設)
<u>70の6の2-8</u> 特定貸付けを行っている特例農地等につき貸付期限の到来又は耕作の放棄があった後に猶予適用者が死亡した場合	(新設)
<u>70の6の2-9</u> 旧法猶予適用者が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合の相続税の納税猶予についての取扱い	(新設)
<u>70の6の2-10</u> 平成3年改正前の措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農業相続人が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合の相続税の納税猶予についての取扱い	(新設)
<u>70の6の2-11</u> 旧法猶予適用者が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合の継続届出書の提出	(新設)

改 正 後	改 正 前
70の6の2-12 <u>旧法猶予適用者が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合の利子税の割合</u>	(新設)
<u>〔措置法第70条の6の3(特定貸付けを行った農地又は採草放牧地についての相続税の課税の特例)関係〕</u>	(新設)
70の6の3-1 <u>特定貸付者の範囲</u>	(新設)
70の6の3-2 <u>措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付けを行っていた農地又は採草放牧地</u>	(新設)
70の6の3-3 <u>「相続又は遺贈により取得」の意義</u>	(新設)
70の6の3-4 <u>相続税の申告期限までに行われた特定貸付け</u>	(新設)
70の6の3-5 <u>特定貸付けが行われた特例農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額</u>	(新設)
70の6の3-6 <u>特定貸付けに係る権利設定に関する届出書が提出されない場合</u>	(新設)
<u>〔措置法第70条の7(非上場株式等についての贈与税の納税猶予)関係〕</u> (省略)	<u>〔措置法第70条の7(非上場株式等についての贈与税の納税猶予)関係〕</u> (同左)
<u>〔措置法第70条の7の2(非上場株式等についての相続税の納税猶予)関係〕</u> (省略)	<u>〔措置法第70条の7の2(非上場株式等についての相続税の納税猶予)関係〕</u> (同左)
<u>〔措置法第70条の7の3(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)関係〕</u> (省略)	<u>〔措置法第70条の7の3(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)関係〕</u> (同左)
<u>〔措置法第70条の7の4(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予)関係〕</u> (省略)	<u>〔措置法第70条の7の4(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予)関係〕</u> (同左)

改正後	改正前
<p>(措置法第70条の4 (農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予) 関係)</p> <p>(農地又は採草放牧地の意義)</p> <p>70の4-1 ……に該当するもの及び農地法(昭和27年法律第229号)第32条(遊休農地である旨の通知等)の規定による通知(同条ただし書の規定による公告を含む。以下70の6-13の2までにおいて同じ。)に係るもの以外のものをいう。</p> <p>(1) ……</p> <p>(注) 1 ……</p> <p>2 ……とは、70の4-12((贈与者等の農業の用に供している農地又は採草放牧地))の(1)ないし(3)に掲げる…</p> <p>(2) ……</p> <p>(農地法第32条の規定による通知に係るもの)</p> <p>70の4-1の2 措置法第70条の4第1項に規定する「農地法第32条の規定による通知(同条ただし書の規定による公告を含む。第1号において同じ。)に係るもの」とは、農地法第32条の規定による通知の対象となった農地をいうことに留意する。</p> <p>(生産緑地法第10条又は第15条第1項の規定による買取りの申出がされたもの)</p> <p>70の4-4 ……をいう。措置法令第40条の6第9項第1号の場合においても同様とする。</p> <p>……</p> <p>(農業を営む個人等)</p> <p>70の4-6 ……</p> <p>なお、同項に規定する受贈者が措置法令第40条の6第5項第3号の規定による農業経営を行う者に該当する…</p> <p>(従前採草放牧地の意義等)</p> <p>70の4-6の2 措置法令第40条の6第2項に規定する「従前採草放牧地」とは…</p> <p>(従前準農地の意義等)</p>	<p>(措置法第70条の4 (農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予) 関係)</p> <p>(農地又は採草放牧地の意義)</p> <p>70の4-1 ……に該当するもの及び措置法令第40条の6第2項各号に掲げる農地以外のものをいう。</p> <p>(1) ……</p> <p>(注) 1 ……</p> <p>2 ……とは、70の4-12((贈与者の農業の用に供している農地及び採草放牧地))の(1)ないし(3)に掲げる…</p> <p>(2) ……</p> <p>(新設)</p> <p>(生産緑地法第10条又は第15条第1項の規定による買取りの申出がされたもの)</p> <p>70の4-4 ……をいう。措置法令第40条の6第10項第1号の場合においても同様とする。</p> <p>……</p> <p>(農業を営む個人等)</p> <p>70の4-6 ……</p> <p>なお、同項に規定する受贈者が措置法令第40条の6第6項第3号の規定による農業経営を行う者に該当する…</p> <p>(従前採草放牧地の意義等)</p> <p>70の4-6の2 措置法令第40条の6第3項に規定する「従前採草放牧地」とは…</p> <p>(従前準農地の意義等)</p>



改正後

70の4-6の3 措置法令第40条の6第4項に規定する「従前準農地」の意義等については・・・

(贈与者が贈与の日まで農業を営んでいない場合の取扱い)

70の4-7 ……とは、同項に規定する農地及び採草放牧地の贈与をした日まで引き続き3年以上農業を営んでいた個人をいう・・・に係る農地又は採草放牧地について現に農業を営んでいる者に対して行われたものであるときは、当該贈与の日前において当該贈与に係る農地の内に、農地法第32条の規定による通知の対象となった農地があるときにおいて、当該通知の対象となった農地について措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合を除き、当該贈与をした者は、同項に規定する農業を営む個人に該当するものとして取り扱う。

(1) ……その者と住居及び生計を一にする親族並びにその者が行っていた耕作又は養畜の事業に従事していたその他の二親等内の親族に農業経営を移譲していたこと。

(注) ……にしない理由が農地法第2条第2項(定義)に掲げる事由に該当するものであるときには・・・

(2) ……

(推定相続人に該当することを証する書類)

70の4-10 措置法規則第23条の7第3項第4号に規定する「推定相続人に該当することを証する書類」とは・・・

改正前

70の4-6の3 措置法令第40条の6第5項に規定する「従前準農地」の意義等については・・・

(贈与者が贈与の日まで農業を営んでいない場合の取扱い)

70の4-7 ……とは、同項に規定する農地及び採草放牧地の贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。)をした日まで引き続き3年以上農業を営んでいた個人をいう・・・に係る農地又は採草放牧地について現に農業を営んでいる者(以下70の4-7において「経営移譲を受けた者」という。)に対して行われたものであるときは、当該贈与の日前において当該贈与に係る農地の内に、経営移譲を受けた者が農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第27条の2第1項(特定遊休農地である旨の通知等)の規定による通知を受け、かつ、同条第2項の期限内に同項の農業上の利用に関する計画を届け出なかった場合(農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号)第28条第1項(特定遊休農地に係る計画の届出を要しない事由))に規定する事由により当該計画を届け出なかった場合を除く。)における当該通知に係る農地があるとき又は経営移譲を受けた者に対し農業経営基盤強化促進法第27条の3第2項(特定遊休農地の農業上の利用の増進に関する勧告等)の規定による通知があった場合における当該通知に係る農地があるときにおいて、経営移譲を受けた者が当該通知に係る農地(以下70の4-12の2までにおいて「経営移譲を受けた者に対する通知に係る特定遊休農地」という。)について措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合を除き、当該贈与をした者は、同項に規定する農業を営む個人に該当するものとして取り扱う。

(1) ……その者と住居及び生計を一にする親族に農業経営を移譲していたこと。

(注) ……にしない理由が農地法(昭和27年法律第229号)第2条第6項(世帯員の定義)に掲げる事由に該当するものであるときには・・・

(2) ……

(推定相続人に該当することを証する書類)

70の4-10 措置法規則第23条の7第4項第4号に規定する「推定相続人に該当することを証する書類」とは・・・

改正後

改正前

(3年以上農業に従事していたこと)

70の4-11 措置法令第40条の6第5項の規定による3年以上農業に従事していたかどうかを判定する場合の・・・

(3年以上農業に従事していたこと)

70の4-11 措置法令第40条の6第6項の規定による3年以上農業に従事していたかどうかを判定する場合の・・・

(贈与者等の農業の用に供している農地又は採草放牧地)

70の4-12 ……現に農業の用に供していない農地又は採草放牧地(措置法令第40条の6第62項の規定により措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける・・・

また、同項に規定する贈与を受けた者が贈与により取得した同項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地が次に掲げる土地に該当することとなった場合であっても、その土地は、その者の農業の用に供している農地又は採草放牧地に該当するものとして取り扱う。

(1) ……

(2) ……若しくは土地区画整理法による土地区画整理事業又は・・・

(3) ……

(贈与者の農業の用に供している農地又は採草放牧地)

70の4-12 ……現に農業の用に供していない農地又は採草放牧地(措置法令第40条の6第52項の規定により措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける・・・

(1) ……

(2) ……若しくは土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業又は・・・

(3) ……

(贈与者が特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため贈与の日まで農業を営んでいない場合の農業の用に供している農地の取扱い)

70の4-12の2 ……において、当該贈与者が所有する農地法第32条の規定による通知の対象となった農地については、同項に規定する「農地」には含まれないものとして取り扱う。

(贈与者が特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため贈与の日まで農業を営んでいない場合の農業の用に供している農地の取扱い)

70の4-12の2 ……において、当該贈与者が所有する経営移譲を受けた者に対する通知に係る特定遊休農地については、同項に規定する「農地」には含まれないものとして取り扱う。

(農地又は採草放牧地の上に存する権利の贈与)

70の4-14 ……当該権利が土地所有者又は贈与者による解約(その解約について農地法第18条((農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限))の規定による都道府県知事の許可を要する場合には・・・のうち措置法令第40条の6第2項に規定する3分の2以上の面積となる部分を贈与したかどうかの判定をすることができるものとして取り扱う。

(農地又は採草放牧地の上に存する権利の贈与)

70の4-14 ……当該権利が土地所有者又は贈与者による解約(その解約について農地法第20条((農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限))の規定による都道府県知事の許可を要する場合には・・・のうち措置法令第40条の6第3項に規定する3分の2以上の面積となる部分を贈与したかどうかの判定をすることができるものとして取り扱う。

(担保の提供等)

70の4-16 ……したがって、措置法規則第23条の7第3項第2号の「担保の提供

(担保の提供等)

70の4-16 ……したがって、措置法規則第23条の7第4項第2号の「担保の提供

改正後

に関する書類」とは・・・

(納税猶予分の贈与税額に相当する担保)

70の4-17 措置法第70条の4第1項に規定する「当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保」とは・・・

- (1) ……提供する場合(当該農地等につき当該納税猶予分の贈与税額に優先する担保権が設定されている場合を除く。)には、同項に規定する「当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供した場合」に・・・
- (2) ……に係る贈与者の平均余命年数に相当する納税猶予期間中の利子税の額との合計額に相当する担保が提供された場合が同項に規定する「当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供した場合」に該当するものとして取り扱う。

(注) 上記平均余命年数は、所得税法施行令(昭和40年政令第96号)別表((余命年数表))に定める年数によることに留意する(70の6-17において同じ。)

(農地等の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)

70の4-19 ……並びに採草放牧地の措置法令第40条の6第2項に規定する3分の2以上の面積となる部分及び準農地の同条第4項に規定する3分の2以上の面積となる部分の…の提出前に死亡した場合における措置法第70条の4第1項の規定の適用については、次に掲げるところによることに留意する。

(1) ……

イ 受贈者が贈与者の死亡に係る相続又は遺贈により財産を取得したとき

…

(注) ……当該農地等は、措置法令第40条の7第3項の規定により、受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものの…

ロ 受贈者が贈与者の死亡に係る相続又は遺贈により財産を取得しなかつたとき

…贈与税の申告書を提出したとき(同項の規定の適用に係る要件を満たしている場合に限る。)は、当該申告書は、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用のある申告書となることに留意する。

…その提供を要しないものとし、同条第33項の規定による贈与税の免除

改正前

に関する書類」とは・・・

(贈与税の額に相当する担保)

70の4-17 措置法第70条の4第1項に規定する「当該贈与税の額に相当する担保」とは・・・

- (1) ……提供する場合(当該農地等につき当該贈与税の額に優先する担保権が設定されている場合を除く。)には、同項に規定する「当該贈与税の額に相当する担保を提供した場合」に・・・
- (2) ……に係る贈与者の平均余命年数に相当する納税猶予期間(20年を限度とするものとする。)中の利子税の額との合計額に相当する担保が提供された場合が同項に規定する「当該贈与税の額に相当する担保を提供した場合」に該当するものとして取り扱う。

(注) 上記平均余命年数は、所得税法施行令(昭和40年政令第96号)別表((余命年数表))に定める年数によることに留意する。

(農地等の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)

70の4-19 ……並びに採草放牧地の措置法令第40条の6第3項に規定する3分の2以上の面積となる部分及び準農地の同条第5項に規定する3分の2以上の面積となる部分の…の提出前に死亡した場合における同項の規定の適用については、次に掲げるところによるのであるから留意する。

(1) ……

イ 受贈者が贈与者の死亡に係る相続により財産を取得したとき

…

(注) ……当該農地等は、措置法令第40条の7第4項の規定により、受贈者が贈与者から相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)により取得したものの…

ロ 受贈者が贈与者の死亡に係る相続により財産を取得しなかつたとき

…贈与税の申告書を提出したときは、当該申告書は、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用のある申告書となるのであるから留意する。

…その提供を要しないものとし、同条第28項の規定による贈与税の免除の規定の適用に当たつては…

改正後

改正前

の規定の適用に当たっては・・・

なお、当該受贈者が当該贈与者に係る相続時精算課税適用者（相続時精算課税の適用を受けようとする者を含む。）であり、同条第1項の規定の適用を受けないときは上記イを準用することに留意する。

(2)・・・

上記(1)のロ（なお書を除く。）を準用する。

（農地等の受贈者が贈与税の申告期限前に死亡した場合）

70の4-20・・・受贈者の要件のうち措置法令第40条の6第5項第3号に掲げるものを除く。）を満たしている場合に限り・・・

この場合において、同条第33項の贈与税の免除の規定の適用に当たっては・・・

（申告書の提出前に農地等の譲渡等があった場合）

70の4-21・・・同項第1号の規定による譲渡等（以下70の5-6までにおいて「譲渡等」という。）をしている場合における・・・

(1)・・・

(2)・・・農地等の価額に対応する贈与税額として同条第12項の規定に準じて計算した金額を控除した金額とする。

・・・

(3)・・・贈与税の申告書の提出期限までに同条第27項の規定による代替農地等の取得に関する・・・

(注)1・・・措置法令第70条の4第32項の規定の適用はなく、相続税法第38条第3項（延納の要件）の規定による・・・

2・・・

（申告書の提出前に農地等の買取りの申出等があった場合）

70の4-22・・・に規定する買取りの申出等（以下70の5-6までにおいて「買取りの申出等」という。）があった場合における・・・

(1)・・・に対応する贈与税額として同条第12項の規定に準じて計算した金額を・・・

(2)・・・までに措置法令第40条の6第30項の規定による代替農地等の取得・・・について措置法令第70条の4第16項の規定の適用があるものとする。

イ・・・若しくは採草放牧地（以下70の5-6までにおいて「特定農地等」と

(2)・・・

上記(1)のロを準用する。

（農地等の受贈者が贈与税の申告期限前に死亡した場合）

70の4-20・・・受贈者の要件のうち措置法令第40条の6第6項第3号に掲げるものを除く。）を満たしている場合に限り・・・

この場合において、同条第28項の贈与税の免除の規定の適用に当たっては・・・

（申告書の提出前に農地等の譲渡等があった場合）

70の4-21・・・同項第1号の規定による譲渡等（以下70の5-5までにおいて「譲渡等」という。）をしている場合における・・・

(1)・・・

(2)・・・農地等の価額に対応する贈与税額として同条第13項の規定に準じて計算した金額を控除した金額とする。

・・・

(3)・・・贈与税の申告書の提出期限までに同条第28項の規定による代替農地等の取得に関する・・・

(注)1・・・措置法令第70条の4第27項の規定の適用はなく、相続税法第38条第3項（延納）の規定による・・・

2・・・

（申告書の提出前に農地等の買取りの申出等があった場合）

70の4-22・・・に規定する買取りの申出等（以下70の5-5までにおいて「買取りの申出等」という。）があった場合における・・・

(1)・・・に対応する贈与税額として同条第13項の規定に準じて計算した金額を・・・

(2)・・・までに措置法令第40条の6第43項の規定による代替農地等の取得・・・について措置法令第70条の4第20項の規定の適用があるものとする。

イ・・・若しくは採草放牧地（以下70の5-5までにおいて「特定農地等」と

改正後

いう。)の譲渡等をし・・・

ロ・・・

(注)・・・については、措置法第70条の4第5項第1号に係る部分についても同条第32項の規定の適用はなく、相続税法第38条第3項の規定による延納の適用を受けることができることに留意する。

(譲渡の時期)

70の4-23・・・及び同条第4項、第15項又は第16項に規定する「譲渡等があった日」・・・

- (1)・・・による許可又は同項第6号の規定による届出を要する農地・・・
- (2) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第20条((公告の効果))に規定する農用地利用集積計画(以下70の6の2-4までにおいて・・・
- (3)・・・

(注)・・・

- 1・・・措置法第70条の4第15項又は第16項の規定による税務署長の買換えの承認を・・・とする措置法令第40条の6第27項又は第30項に規定する申請書が提出・・・
- 2 措置法第70条の8第1項((農地等についての贈与税の納税猶予等に係る利子税の特例))の規定の・・・

(国又は地方公共団体等の行う事業のため特例適用農地等が一時的に農業の用に供されなくなった場合)

70の4-25 特例適用農地等が70の4-12((贈与者等の農業の用に供している農地又は採草放牧地))の(3)に掲げる・・・措置法第70条の4第1項第1号又は第4項に規定する譲渡等には当たらないものとして取り扱う。

(譲渡等をした特例適用農地等の面積が100分の20を超えるかどうかの計算)

70の4-26・・・次に掲げる算式により行うことに留意する。

- (1) 既往において同条第15項第3号又は第16項第3号の規定に該当する農地又は採草放牧地(以下70の5-6までにおいて「代替取得農地等」という。)を取得していない場合
- (2)・・・

改正前

いう。)の譲渡等をし・・・

ロ・・・

(注)・・・については、措置法第70条の4第4項第1号に係る部分についても同条第27項の規定の適用はなく、相続税法第38条第3項の規定による延納の適用を受けることができるのであるから留意する。

(譲渡の時期)

70の4-23・・・及び同条第4項、第15項又は第20項に規定する「譲渡等があった日」・・・

- (1)・・・による許可又は同項第3号の規定による届出を要する農地・・・
- (2) 農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画(以下70の4-68までにおいて・・・
- (3)・・・

(注)・・・

- 1・・・措置法第70条の4第15項又は第20項の規定による税務署長の買換えの承認を・・・とする措置法令第40条の6第28項又は同条第43項に規定する申請書が提出・・・
- 2 措置法第70条の7第1項((農地等についての贈与税の納税猶予等に係る利子税の特例))の規定の・・・

(国又は地方公共団体等の行う事業のため特例適用農地等が一時的に農業の用に供されなくなった場合)

70の4-25 特例適用農地等が70の4-12((贈与者の農業の用に供している農地及び採草放牧地))の(3)に掲げる・・・措置法第70条の4第1項第1号又は第3項に規定する譲渡等には当たらないものとして取り扱う。

(譲渡等をした特例適用農地等の面積が100分の20を超えるかどうかの計算)

70の4-26・・・次に掲げる算式により行うのであるから留意する。

- (1) 既往において同条第15項第3号又は第20項第3号の規定に該当する農地又は採草放牧地(以下70の5-5までにおいて「代替取得農地等」という。)を取得していない場合
- (2)・・・

改正後

(3) 既往において、同条第16項第3号の規定に該当する代替取得農地等を取得している場合

(注) . . .

Aは . . .

Bは . . .

この場合の譲渡等には、措置法第70条の4第1項第1号に規定する収用交換等による譲渡その他措置法令第40条の6第9項に規定する譲渡又は設定（以下70の4-30までにおいて「収用交換等による譲渡等」という。）を含まない。

Cは . . .

Dは . . .

Eは . . .

Fは . . .

D' は、既往において同条第16項第1号の規定により . . .

E' は . . .

(具体的計算例)

例1 . . .

例2 . . .

例3 既往において、措置法第70条の4第16項第3号の規定に該当する代替取得農地等を取得している場合

① . . .

② . . .

③ ②のうち措置法第70条の4第16項第1号の規定により譲渡等がなかったものとみなされた . . .

④ . . .

(100分の20の計算から除外される耕作又は養畜の事業に係る施設)

70の4-27 . . . 受けた準農地を措置法令第40条の6第11項に規定する農地又は採草放牧地の保全又は利用上必要な道路等の施設の敷地にするための転用が含まれることに留意する。

(農業生産法人の常時従事者に該当しなくなった場合などの100分の20の計算)

改正前

(3) 既往において、同条第20項第3号の規定に該当する代替取得農地等を取得している場合

(注) . . .

Aは . . .

Bは . . .

この場合の譲渡等には、措置法第70条の4第1項第1号に規定する収用交換等による譲渡その他措置法令第40条の6第10項に規定する譲渡又は設定（以下「収用交換等による譲渡等」という。）を含まない。

Cは . . .

Dは . . .

Eは . . .

Fは . . .

D' は、既往において同条第20項第1号の規定により . . .

E' は、 . . .

(具体的計算例)

例1 . . .

例2 . . .

例3 既往において、措置法第70条の4第20項第3号の規定に該当する代替取得農地等を取得している場合

① . . .

② . . .

③ ②のうち措置法第70条の4第20項第1号の規定により譲渡等がなかったものとみなされた . . .

④ . . .

(100分の20の計算から除外される耕作又は養畜の事業に係る施設)

70の4-27 . . . 受けた準農地を措置法令第40条の6第12項に規定する農地又は採草放牧地の保全又は利用上必要な道路等の施設の敷地にするための転用が含まれるのであるから留意する。

(農業生産法人の常時従事者に該当しなくなった場合などの100分の20の計算)

改正後

70の4-29 措置法令第40条の6第9項第2号の規定に該当する・・・当該100分の20の計算を行うことに留意する。

(農業経営基盤強化促進法に規定する事業による譲渡をした場合)

70の4-29の2 措置法第70条の4第1項第1号の規定による100分の20を超えるかどうかの計算上の分子の対象となる譲渡等から除外される譲渡等は、措置法第70条の6第1項第1号に規定する「第33条の4第1項に規定する収用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定」とは異なることに留意する。

したがって、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号(市町村の定める農業振興地域整備計画)に規定する農用地区域として定められている区域内にある特例適用農地等の次の(1)から(3)までに掲げる譲渡は、収用交換等による譲渡等に該当しないことに留意する。

(1) 農業経営基盤強化促進法第4条第2項(定義)に規定する農地保有合理化事業(同項第1号に掲げる事業に限る。)のための譲渡

(2) 農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業(同項第1号に定める事業(同号ハに掲げるものを除く。))及び同項第2号に定める事業に限る。)のための譲渡

(3) 農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる譲渡

(注) 上記の(1)から(3)までに掲げる譲渡は、措置法第70条の6第1項第1号の規定による100分の20を超えるかどうかの計算上の分子の対象となる譲渡等から除外されることに留意する。

(100分の20の計算から除外される収用交換等による譲渡等があった場合)

70の4-30 ……当該収用交換等による譲渡等は、同条第4項の規定により納税猶予の期限が確定する・・・贈与税の額(当該贈与税の額に係る利子税の額を含む。)は納付を要することに留意する。

(交換又は換地処分により農地又は採草放牧地を取得した場合)

70の4-33 ……措置法第70条の4第1項第1号又は第4項の規定による譲渡等に該当することに留意する。

・・・1月以内に措置法令第40条の6第27項の規定による代替農地等の取得に

改正前

70の4-29 措置法令第40条の6第10項第2号の規定に該当する・・・当該100分の20の計算を行うのであるから留意する。

(新設)

(100分の20の計算から除外される収用交換等による譲渡等があった場合)

70の4-30 ……当該収用交換等による譲渡等は、同条第3項の規定により納税猶予の期限が確定する・・・贈与税の額(当該贈与税の額に係る利子税の額を含む。)は納付を要するのであるから留意する。

(交換又は換地処分により農地又は採草放牧地を取得した場合)

70の4-33 ……措置法第70条の4第1項第1号又は第4項の規定による譲渡等に該当するのであるから留意する。

・・・1月以内に措置法令第40条の6第28項の規定による代替農地等の取得に関

改正後

関する承認申請書の提出を要することとなる。

(受贈者が納税猶予の適用をやめる場合の期限)

70の4-35 ……当該納税猶予に係る贈与税及び当該贈与税に係る利子税(以下70の4-35において「贈与税等」という。)の全部の納付がない限り、確定しないことに留意する。

なお、当該届出書の提出があつた後に贈与税等の全部の納付があつたときは、当該届出書は、当該贈与税等の全部の納付があつた日に提出されたものとして取り扱う。

(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)

70の4-36 措置法第70条の4 第30項の規定により……

(使用貸借による権利の設定をしなければならないこととされている特例適用農地等の範囲)

70の4-40 措置法令第40条の6 第14項に規定する……又は措置法令第40条の6 第60項各号に掲げる農地等又は敷地若しくは用地については、同条第14項の使用貸借による権利の設定を……

(推定相続人に該当することを証する書類)

70の4-41 措置法規則第23条の7 第9項第1号に規定する……

(推定相続人が3年以上農業に従事していたこと)

70の4-42 措置法令第40条の6 第13項第2号の規定による3年以上農業に従事していたかどうかを判定する場合の3年以上の期間については、70の4-11((3年以上農業に従事していたこと))と同様とする。

(措置法第70条の4第6項の使用貸借による権利の設定があつた場合の同条第1項の担保)

70の4-44 ……に対して国税通則法第51条第1項(担保の変更等)に規定する増担保の提供等を命ずる必要は……

改正前

する承認申請書の提出を要することとなる。

(受贈者が納税猶予の適用をやめる場合の期限)

70の4-35 ……当該納税猶予に係る贈与税の額及び当該贈与税の額に係る利子税の額(以下70の4-35において「贈与税額等」という。)の全部の納付がない限り、確定しないのであるから留意する。

なお、当該届出書の提出があつた後に贈与税額等の全部の納付があつたときは、当該届出書は、当該贈与税額等の全部の納付があつた日に提出されたものとして取り扱う。

(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)

70の4-36 措置法第70条の4 第25項の規定により……

(使用貸借による権利の設定をしなければならないこととされている特例適用農地等の範囲)

70の4-40 措置法令第40条の6 第15項に規定する……又は措置法令第40条の6 第50項各号に掲げる農地等又は敷地若しくは用地については、同条第15項の使用貸借による権利の設定を……

(推定相続人に該当することを証する書類)

70の4-41 措置法規則第23条の7 第10項第1号に規定する……

(推定相続人が3年以上農業に従事していたこと)

70の4-42 措置法令第40条の6 第14項第2号の規定による3年以上農業に従事していたかどうかを判定する場合の3年以上の期間については、70の4-11((3年以上農業に従事していたこと))と同様とする。

(措置法第70条の4第6項の使用貸借による権利の設定があつた場合の同条第1項の担保)

70の4-44 ……に対して国税通則法第51条第1項に規定する増担保の提供等を命ずる必要は……



改正後	改正前
<p>(使用貸借による権利が設定されている特例適用農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅)</p> <p>70の4-45 措置法令第40条の6第16項第1号に規定する・・・この二重計算を排除するために設けられている<u>こと</u>に留意する。</p> <p>・・・</p>	<p>(使用貸借による権利が設定されている特例適用農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅)</p> <p>70の4-45 措置法令第40条の6第17項第1号に規定する・・・この二重計算を排除するために設けられている<u>ものであるから</u>留意する。</p> <p>・・・</p>
<p>(使用貸借による権利の譲渡又は消滅の対価)</p> <p>70の4-46 ・・・措置法第70条の4第15項又は第16項の規定の適用上零であるものとして取り扱う。</p>	<p>(使用貸借による権利の譲渡又は消滅の対価)</p> <p>70の4-46 ・・・措置法第70条の4第15項又は第20項の規定の適用上零であるものとして取り扱う。</p>
<p>(措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあった場合)</p> <p>70の4-47 ・・・した措置法令第40条の6第27項の申請書を提出し承認を受けたときに限り・・・</p>	<p>(措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあった場合)</p> <p>70の4-47 ・・・した措置法令第40条の6第28項の申請書を提出し承認を受けたときに限り・・・</p>
<p>(措置法第70条の4第6項の適用を受けた特定農地等の買換えがあった場合)</p> <p>70の4-48 ・・・した措置法令第40条の6第30項の申請書を提出し承認を受けたときに限り・・・</p>	<p>(措置法第70条の4第6項の適用を受けた特定農地等の買換えがあった場合)</p> <p>70の4-48 ・・・した措置法令第40条の6第43項の申請書を提出し承認を受けたときに限り・・・</p>
<p>(措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類)</p> <p>70の4-49 ・・・により措置法令第40条の6第27項又は第30項の申請書を提出し、措置法第70条の4第15項又は第16項に規定する税務署長の承認を受けた・・・が提出する措置法規則第23条の7第21項又は第22項の書類には、次の(1)に掲げる事項の付記及び次の(2)に掲げる書類の添付を依頼するものとする。</p>	<p>(措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類)</p> <p>70の4-49 ・・・により措置法令第40条の6第28項又は第43項の申請書を提出し、措置法第70条の4第15項又は第20項に規定する税務署長の承認を受けた・・・が提出する措置法規則第23条の7第22項又は第29項の書類には、次の(1)に掲げる事項の付記及び次の(2)に掲げる書類の添付を依頼するものとする。</p>
<p>(被設定者による転用)</p> <p>70の4-50 ・・・措置法令第40条の6第16項第4号の規定により・・・する転用に該当する<u>こと</u>に留意する。</p> <p>(注) 上記の転用につき農地法第4条((農地の転用の制限))の規定による許可を受け・・・</p>	<p>(被設定者による転用)</p> <p>70の4-50 ・・・措置法令第40条の6第17項第4号の規定により・・・する転用に該当する<u>こととなるのであるから</u>留意する。</p> <p>(注) 上記の転用につき農地法第4条の規定による許可を受け・・・</p>
<p>(被設定者が農業経営の廃止をし受贈者が再び農業経営の開始をした場合)</p>	<p>(被設定者が農業経営の廃止をし受贈者が再び農業経営の開始をした場合)</p>

改正後	改正前
<p>70の4-51 ……納税猶予の期限が確定することに留意する。  (注) ……措置法令第40条の6第16項第2号又は第3号の規定に該当するときを除き……</p>	<p>70の4-51 ……納税猶予の期限が確定するのであるから留意する。  (注) ……措置法令第40条の6第17項第2号又は第3号の規定に該当するときを除き……</p>
<p>(他の推定相続人の範囲)</p>	<p>(他の推定相続人の範囲)</p>
<p>70の4-52 措置法令第40条の6第16項第2号に規定する……</p>	<p>70の4-52 措置法令第40条の6第17項第2号に規定する……</p>
<p>(他の推定相続人等に該当することを証する書類)</p>	<p>(他の推定相続人等に該当することを証する書類)</p>
<p>70の4-53 措置法規則第23条の7第12項第1号に規定する……  (1) 受贈者から措置法令第40条の6第16項第2号の使用貸借による……  (2) 受贈者から措置法令第40条の6第16項第2号の使用貸借による……</p>	<p>70の4-53 措置法規則第23条の7第13項第1号に規定する……  (1) 受贈者から措置法令第40条の6第17項第2号の使用貸借による……  (2) 受贈者から措置法令第40条の6第17項第2号の使用貸借による……</p>
<p>(第13項各号に掲げる要件に準ずる要件)</p>	<p>(第14項各号に掲げる要件に準ずる要件)</p>
<p>70の4-54 措置法令第40条の6第16項第2号に規定する「第13項各号に掲げる要件に準ずる要件」とは、次に掲げる要件をいうことに留意する。  (1) 受贈者から措置法令第40条の6第16項第2号に規定する……</p>	<p>70の4-54 措置法令第40条の6第17項第2号に規定する「第14項各号に掲げる要件に準ずる要件」とは、次に掲げる要件をいうこととなるのであるから留意する。  (1) 受贈者から措置法令第40条の6第17項第2号に規定する……</p>
<p>(貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地)</p>	<p>(貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地)</p>
<p>70の4-56 ……又は採草放牧地は、措置法令第40条の6第60項各号に掲げる農地等又は敷地若しくは用地、措置法第70条の4第6項の規定により受贈者の推定相続人の1人に対し使用貸借による権利の設定が行われている農地又は採草放牧地及び同条第21項の規定により同項に規定する営農困難時貸付けを行っている農地又は採草放牧地以外のものをいうことに留意する。</p>	<p>70の4-56 ……又は採草放牧地は、措置法令第40条の6第50項各号に掲げる農地等又は敷地若しくは用地及び措置法第70条の4第6項の規定により受贈者の推定相続人の1人に対し使用貸借による権利の設定が行われているもの以外のものをいうのであるから留意する。</p>
<p>(貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出の要件)</p>	<p>(貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出の要件)</p>
<p>70の4-57 ……  (注) 措置法第70条の4第8項に規定する面積要件及び同項に規定する政令で定める期間要件の判定も借換届出書ごとに行うことに留意する。</p>	<p>70の4-57 ……  (注) 同条第8項に規定する面積要件及び同項に規定する政令で定める期間要件の判定も借換届出書ごとに行うのであるから留意する。</p>
<p>(賃借権等の設定の日)</p>	<p>(賃借権等の設定の日)</p>
<p>70の4-58 措置法令第40条の6第19項に規定する「賃借権等の設定をした日」及び「賃借権等の存続期間の満了の日」又は第21項に規定する「賃借権等の存続期間の</p>	<p>70の4-58 措置法令第40条の6第20項に規定する「賃借権等の設定をした日」及び「賃借権等の存続期間の満了の日」又は同条第22項に規定する「賃借権等の存続期</p>

改正後

満了の日」とは、農用地利用集積計画に定める日をいうことに留意する。

(貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出書)

70の4-59 . . .

(注) . . .に提出しなかった場合には、措置法第70条の4第8項の規定の適用は受けられず、同条第1項ただし書又は第4項の規定の適用により . . .

(貸付特例適用農地等に係る納税猶予期限が確定する場合)

70の4-61 . . .ものとして同条第1項ただし書又は第4項の規定によりその贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について、納税猶予の期限が確定することに留意する。

(借受代替農地等が農業の用に供されていない場合等の100分の80の計算の基礎)

70の4-62 . . .当該貸付特例適用農地等の面積をいうことに留意する。

(注) 措置法第70条の4第10項第1号に規定する100分の80の計算は、借换届出書ごとに行うことに留意する。

(借受代替農地等の面積が貸付特例適用農地等の面積の100分の80未満とならない場合)

70の4-63 . . .に対する割合が100分の80以上となるときには、同条第10項第2号の規定に該当する場合を除き、同条第1項ただし書又は第4項の規定の適用はないことに留意する。

(借受代替農地等の全部又は一部につき耕作の放棄があった場合)

70の4-63の2 措置法第70条の4第8項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る同項に規定する借受代替農地等の全部又は一部につき同条第10項第2号に規定する耕作の放棄があった場合には、当該貸付特例適用農地等の全部について賃借権等の設定があったものとして同条第1項ただし書又は第4項の規定によりその贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について、納税猶予の期限が確定することに留意する。

(貸付特例適用農地等の全部又は一部に係る賃借権等の解約が行われた場合)

改正前

間の満了の日」とは、農用地利用集積計画に定める日をいうのであるから留意する。

(貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出書)

70の4-59 . . .

(注) . . .に提出しなかった場合には、同項の規定の適用は受けられず、同条第1項ただし書又は同条第4項の規定の適用により . . .

(貸付特例適用農地等に係る納税猶予期限が確定する場合)

70の4-61 . . .ものとして同条第1項ただし書又は同条第4項の規定によりその贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について、納税猶予の期限が確定するのであるから留意する。

(借受代替農地等が農業の用に供されていない場合等の100分の80の計算の基礎)

70の4-62 . . .当該貸付特例適用農地等の面積をいうのであるから留意する。

(注) 同条第10項第1号に規定する100分の80の計算は、借换届出書ごとに行うのであるから留意する。

(借受代替農地等の面積が貸付特例適用農地等の面積の100分の80未満とならない場合)

70の4-63 . . .に対する割合が100分の80以上となるときには、同条第1項ただし書又は同条第4項の規定の適用はないのであるから留意する。

(新設)

(貸付特例適用農地等の全部又は一部に係る賃借権等の解約が行われた場合)

改正後

70の4-64 ……が消滅した場合には、同条第10項第3号に該当することとなることに留意する。

(貸付特例適用農地等が農業の用に供されていない場合)

70の4-65 ……同条第10項第3号に該当した場合には……ものとして同条第1項ただし書又は第4項の規定によりその贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について、納税猶予の期限が確定することに留意する。

(注) 措置法第70条の4第11項に規定する変更の届出書を提出する場合には、措置法令第40条の6第25項に規定する届出書の提出は要しないことに留意する。

(貸付特例適用農地等に係る継続届出書の提出期間)

70の4-66 ……

(注) 措置法第70条の4第11項に規定する変更の届出書を提出した……に提出しなければならないことに留意する。

(譲渡等があった日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合)

70の4-67 ……ものとして取り扱う。同条第16項の規定による特定農地等の買換えについても……

(対価の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合)

70の4-68 ……又は同条第16項第2号ハに規定する「譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていないとき」に該当することに留意する。ただし……

(仲介料、登記費用等の費用)

70の4-69 措置法第70条の4第15項又は第16項の規定による買換えの承認を受けている場合に……

(1) 同条第15項又は第16項に規定する特例適用農地等又は……をもって同条第15項第2号及び第3号又は第16項第2号ハ及び第3号に規定する……

(2) 同条第15項第3号又は第16項第3号に規定する農地又は……

改正前

70の4-64 ……が消滅した場合には、同条第10項第2号に該当することとなるのであるから留意する。

(貸付特例適用農地等が農業の用に供されていない場合)

70の4-65 ……同条第10項第2号に該当した場合には……ものとして同条第1項ただし書又は同条第4項の規定によりその贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について、納税猶予の期限が確定するのであるから留意する。

(注) 同条第11項に規定する変更の届出書を提出する場合には、措置法令第40条の6第26項に規定する届出書の提出は要しないのであるから留意する。

(貸付特例適用農地等に係る継続届出書の提出期間)

70の4-66 ……

(注) 同条第11項に規定する変更の届出書を提出した……に提出しなければならないのであるから留意する。

(譲渡等があった日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合)

70の4-67 ……ものとして取り扱う。同条第20項の規定による特定農地等の買換えについても……

(対価の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合)

70の4-68 ……又は同条第20項第2号ハに規定する「譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていないとき」に該当するのであるから留意する。ただし……

(仲介料、登記費用等の費用)

70の4-69 措置法第70条の4第15項又は第20項の規定による買換えの承認を受けている場合に……

(1) 同条第15項又は第20項に規定する特例適用農地等又は……をもって同条第15項第2号及び第3号又は第20項第2号ハ及び第3号に規定する……

(2) 同条第15項第3号又は第20項第3号に規定する農地又は……

改正後

改正前

(農地又は採草放牧地と同時に農地又は採草放牧地以外の財産を取得した場合)

70の4-70 措置法第70条の4第15項又は第16項の規定による買換えの承認を受けている場合において・・・

(譲渡等の対価の額を超過する農地又は採草放牧地の取得があつた場合)

70の4-71 措置法第70条の4第15項第3号又は第16項第3号の規定の適用に当たり・・・又は同条第16項第3号に規定する・・・

(削除)

(一時的道路用地等として貸付けの対象となる特例適用農地等の範囲)

70の4-72 措置法第70条の4第17項に規定する一時的道路用地等(以下70の4-89までにおいて「一時的道路用地等」という。)の用に供するための地上権、賃借権又は使用貸借による権利(以下70の4-83までにおいて「地上権等」という。)の設定に基づく・・・措置法令第40条の6第60項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地、措置法第70条の4第6項の規定により・・・に供するためにその権利を消滅させたものに限る。)及び同条第21項に規定する営農困難時貸付農地等(受贈者が当該営農困難時貸付農地等に係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権(以下70の4-72において「賃借権等」という。)の全部又は一部について一時的道路用地等の用に供するためにその賃借権等を消滅させたものに限る。)は含まれるのであるから留意する。

(主務大臣の認定を要しない事業)

70の4-73 措置法第70条の4第17項に規定する一時的道路用地等に係る事業が・・・

(一時的道路用地等としての貸付先)

(農地又は採草放牧地と同時に農地又は採草放牧地以外の財産を取得した場合)

70の4-70 措置法第70条の4第15項又は第20項の規定による買換えの承認を受けている場合において・・・

(譲渡等の対価の額を超過する農地又は採草放牧地の取得があつた場合)

70の4-71 措置法第70条の4第15項第3号又は第20項第3号の規定の適用に当たり・・・又は同条第20項第3号に規定する・・・

(継続届出書の提出期間)

70の4-72 措置法第70条の4第22項に規定する届出書は、特例適用農地等の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して3年を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、当該3年を経過するごとの日の属する月の前々月の初日から当該3年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。

(一時的道路用地等として貸付けの対象となる特例適用農地等の範囲)

70の4-73 措置法第70条の4第16項に規定する一時的道路用地等(以下70の4-79までにおいて「一時的道路用地等」という。)の用に供するための地上権、賃借権又は使用貸借による権利(以下70の4-78までにおいて「地上権等」という。)の設定に基づく・・・措置法令第40条の6第50項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地及び措置法第70条の4第6項の規定により・・・に供するためにその権利を消滅させたものに限る。)は含まれるのであるから留意する。

(主務大臣の認定を要しない事業)

70の4-74 措置法第70条の4第16項に規定する一時的道路用地等に係る事業が・・・

(一時的道路用地等としての貸付先)

改正後

70の4-74 措置法第70条の4第17項に規定する一時的道路用地等の用に・・・に対して行わなければならないことに留意する。

・・・を行った場合には、同条第17項の規定の適用はない。

(措置法第70条の4第17項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保)

70の4-75 ・・・その特例適用農地等につき同条第17項に規定する地上権等の設定があったときにおいても・・・

(一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間)

70の4-76 措置法第70条の4第18項に規定する届出書は、同条第17項の承認を受けた日の翌日から・・・

(貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途)

70の4-77 措置法第70条の4第17項の規定の適用を受ける受贈者は・・・当該地上権等の消滅した日。以下70の4-78までにおいて「貸付期限」という。)から・・・を自己の農業の用(当該受贈者が同条第6項の規定の適用を受ける・・・に係る措置法第40条の6第17項に規定する特定推定相続人の農業の用、また、同条第21項の適用を受ける特例適用農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例適用農地等を同項に規定する営農困難時貸付け又は自己の農業の用。以下70の4-77において同じ。)に供しなければ・・・を自己の農業の用(措置法第40条の6第60項第2号又は第3号に掲げる施設又は用地としての利用を含む。)に供する限り、措置法第70条の4第17項第2号の規定の適用はないことに留意する。

(注) 当該特例適用農地等について措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付けを行う場合には、措置法第40条の6第46項及び同条第56項の規定の適用があることに留意する。

(貸付期限到来前に贈与者等が死亡した場合)

70の4-78 措置法第70条の4第18項に規定する届出書、措置法第40条の6第38項に規定する届出書又は同条第40項に規定する届出書は・・・に措置法第70条の4第33項の規定により同条第1項に規定する贈与税が免除された場合には、その提出を要しないことに留意する。

(注) ・・・当該特例適用農地等について措置法第70条の6第26項の規定により準

改正前

70の4-75 措置法第70条の4第16項に規定する一時的道路用地等の用に・・・に対して行わなければならないのであるから留意する。

・・・を行った場合には、同条第16項の規定の適用はない。

(措置法第70条の4第16項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保)

70の4-76 ・・・その特例適用農地等につき同条第16項に規定する地上権等の設定があったときにおいても・・・

(一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間)

70の4-77 措置法第70条の4第17項に規定する届出書は、同条第16項の承認を受けた日の翌日から・・・

(貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途)

70の4-78 措置法第70条の4第16項の規定の適用を受ける受贈者は・・・当該地上権等の消滅した日。以下70の4-79までにおいて「貸付期限」という。)から・・・を自己の農業の用(当該受贈者が措置法第70条の4第6項の規定の適用を受ける・・・に係る措置法第40条の6第18項に規定する特定推定相続人の農業の用。以下70の4-78において同じ。)に供しなければ・・・を自己の農業の用(措置法第40条の6第50項第2号又は第3号に掲げる施設又は用地としての利用を含む。)に供する限り、措置法第70条の4第16項第2号の規定の適用はないのであるから留意する。

(貸付期限到来前に贈与者等が死亡した場合)

70の4-79 措置法第70条の4第17項に規定する届出書、措置法第40条の6第36項に規定する届出書又は同条第38項に規定する届出書は・・・に措置法第70条の4第28項の規定により同条第1項に規定する贈与税が免除された場合には、その提出を要しないのであるから留意する。

(注) ・・・当該特例適用農地等について措置法第70条の6第25項の規定により準

改正後

用する同条第24項の規定の適用を受ける場合には、同条第22項に規定する届出書、措置法令第40条の7第43項に規定する届出書又は同条第45項に規定する届出書の提出を要することに留意する。

(一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について贈与税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額)

70の4-79 措置法令第40条の6第62項に規定する・・・における当該農地等としての価額をいうことに留意する。

(措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付け)

70の4-80 措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付け(以下70の4-96までにおいて「営農困難時貸付け」という。)とは、同条第1項の規定の適用を受ける受贈者が特例適用農地等について当該受贈者の農業の用に供することが困難な状態として措置法令第40条の6第45項で定める状態となり、当該特例適用農地等について次の(1)から(3)までのいずれかによる地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定(以下70の4-85までにおいて「権利設定」という。)に基づく貸付けを行った場合をいうことに留意する。

- (1) 措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付け
- (2) 特例適用農地等が措置法令第40条の6第46項各号に掲げる地域若しくは区域のいずれにも存しない場合における貸付け
- (3) 措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかつた場合(当該貸付の申込みを当該1年を経過する日まで引き続き行っている場合に限る。)における当該貸付け又は当該貸付け以外の権利設定に基づく貸付け

(受贈者の農業の用に供することが困難な状態となった場合)

70の4-81 措置法第70条の4第21項に規定する受贈者の農業の用に供することが困難な状態となった場合として、措置法令第40条の6第45項に定める状態とは、次に掲げる状態をいうことに留意する。

- (1) 措置法第70条の4第1項に規定する贈与税の申告書の提出期限(以下70の4-81において「贈与税の申告書の提出期限」という。)後において、受贈者に措置法令第40条の6第45項各号に規定する事由が生じたこと

改正前

用する同条第23項の規定の適用を受ける場合には、措置法第70条の6第21項に規定する届出書、措置法令第40条の7第39項に規定する届出書又は同条第41項に規定する届出書の提出を要するのであるから留意する。

(一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について贈与税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額)

70の4-80 措置法令第40条の6第52項に規定する・・・における当該農地等としての価額をいうのであるから留意する。

(新設)

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 受贈者が贈与税の申告書の提出期限において既に身体上の障害の程度が2級である者として記載のある身体障害者手帳の交付を受けていた場合で、当該贈与税の申告書の提出期限後に、当該身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が1級に変更されたこと</p> <p>(3) 受贈者が贈与税の申告書の提出期限において既に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載のある身体障害者手帳の交付を受けていた場合で、当該贈与税の申告書の提出期限後に、その障害とは別に身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が当該身体障害者手帳に新たに記載されたこと</p> <p>(4) 受贈者が贈与税の申告書の提出期限において既に同項各号に掲げる事由が生じていた場合で、当該贈与税の申告書の提出期限後に、新たに当該受贈者に同項各号に掲げる事由が生じたこと</p>	
<p><u>(営農困難時貸付けを行う特例適用農地等の単位)</u></p> <p>70の4-82 措置法第70条の4第21項の規定は、特例適用農地等の一部について貸付けを行う場合でも適用があることに留意する。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(営農困難時貸付けの対象から除かれる特例適用農地等)</u></p> <p>70の4-83 営農困難時貸付けの対象となる特例適用農地等には、措置法第70条の4第6項の規定により受贈者の推定相続人の1人に対し使用貸借による権利の設定が行われた特例適用農地等、同条第8項に規定する貸付特例適用農地等又は借受代替農地等及び一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づく貸付けの対象となっている特例適用農地等(受贈者が営農困難時貸付けを行っていた特例適用農地等の全部又は一部を一時的道路用地等の用に供するために営農困難時貸付けに係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権を消滅させ、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づく貸付けを行っている特例適用農地等で、同条第17項に規定する貸付期限が到来したものを除く。)は含まれないことに留意する。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合)</u></p> <p>70の4-84 措置法令第40条の6第46項に規定する「貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合」とは、同項各号に掲げる</p>	<p>(新設)</p>



改正後

改正前

地域若しくは区域にある特例適用農地等について、同項第1号に規定する農地保有合理化事業を行う法人、同項第2号に規定する農地利用集積円滑化事業を行う者及び同項第3号に規定する利用権設定等促進事業を行っている市町村に対して、当該特例適用農地等に係る措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みが当該貸付の申込みを行った日後1年を経過する日まで継続して行われていたが、同日において当該貸付けの申込みによる貸付けができない場合をいうことに留意する。

なお、当該特例適用農地等の所在が措置法令第40条の6第46項各号に掲げる地域若しくは区域の2以上に該当する場合には、該当する各号に掲げる農地保有合理化事業を行う法人、農地利用集積円滑化事業を行う者又は利用権設定等促進事業を行っている市町村のすべてに対して貸付けの申込みが行われていなければならないことに留意する。

(措置法第70条の6の2第1項各号による貸付け以外の措置法第70条の4第21項に規定する権利設定に基づく貸付け)

(新設)

70の4—85 措置法第70条の6の2第1項各号による貸付け以外の措置法第70条の4第21項に規定する権利設定に基づく貸付けによる営農困難時貸付けは、特例適用農地等が措置法令第40条の6第46項各号に掲げる地域若しくは区域のいずれにも存しない場合又は措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合(当該貸付けの申込みが1年を経過する日まで継続して行われている場合に限る。)に適用できることに留意する。

(営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書)

(新設)

70の4—86 措置法第70条の4第21項に規定する届出書は、営農困難時貸付けを行ったごとに提出しなければならないのであるから、例えば、営農困難時貸付けを行った日において2以上の契約又は農用地利用集積計画の定めるところにより営農困難時貸付けを行っている場合には、それぞれの契約又は農用地利用集積計画ごとに当該届出書を提出しなければならないことに留意する。

(注) 措置法第70条の4第22項第2号に規定する届出書及び同項第4号に規定する届出書の提出も同様であることに留意する。

(営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書の添付書類)

(新設)

70の4—87 措置法第70条の4第21項に規定する届出書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の7第32項第2号ニに定める書類は、営農困難時貸付けを行った

改 正 後	改 正 前
<p>特例適用農地等の所在が同号二(1)から(3)に掲げる地域又は区域の2以上に該当する場合には、該当する同号二(1)から(3)に掲げる農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は市町村長のすべてのものの書類をいうことに留意する。</p> <p>(注) 措置法第70条の4第22項に規定する届出書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の7第34項第1号ロ(2)に掲げる書類についても同様であることに留意する。</p> <p><u>(措置法第70条の4第21項の権利設定があった場合の同条第1項の担保)</u></p> <p>70の4-88 特例適用農地等が措置法第70条の4第1項に規定する担保に提供されている場合において、その特例適用農地等につき同条第21項に規定する権利設定があったときにおいても、その担保を提供した受贈者に対して国税通則法第51条第1項に規定する増担保の提供等を命ずる必要はないことに留意する。</p> <p><u>(新たな営農困難時貸付けを行うときの貸付けの申込みを継続して行う期間)</u></p> <p>70の4-89 措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付農地等(以下70の4-93までにおいて「営農困難時貸付農地等」という。)に同条第22項に規定する耕作の放棄(以下70の4-93までにおいて「耕作の放棄」という。)又は同項に規定する権利消滅(以下70の4-93までにおいて「権利消滅」という。)があった場合において、当該営農困難時貸付農地等につき新たな営農困難時貸付けを行うときの措置法令第40条の6第46項に規定する措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みを継続して行う期間については、当該貸付けの申込みを行った日後1月を経過する日までであることに留意する。</p> <p>(注) 一時的道路用地等の用に供されていた特例適用農地等について措置法令第40条の6第55項において準用する措置法第70条の4第17項に規定する貸付期限の到来により当該特例適用農地等につき新たな営農困難時貸付けを行うときの貸付けの申込みを継続して行う期間も同様であることに留意する。</p> <p><u>(新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類)</u></p> <p>70の4-90 措置法令第40条の6第49項に規定する申請書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の7第36項第1号に定める書類は、当該申請書を提出する受贈者が貸付けの申込みを行っている同号イからハに掲げる農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は市町村長の書類をいうことに留意する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後

改正前

(営農困難時貸付けを適用した後に営農困難な状態が解消した場合)

(新設)

70の4-91 措置法第70条の4第21項の規定の適用を受ける受贈者について、営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅の前に、当該営農困難時貸付農地等を当該受贈者の農業の用に供することが困難な状態が解消した場合であっても、その贈与税の納税猶予の期限は確定しないことに留意する。

なお、当該営農困難時貸付農地等を当該受贈者の農業の用に供することが困難な状態が解消された後に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった場合には、同項の規定の適用がなく、当該営農困難時貸付農地等を当該受贈者の農業の用に供しないときは、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定することに留意する。

(営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった後に受贈者が死亡した場合)

(新設)

70の4-92 措置法第70条の4第21項の規定の適用を受ける営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があったときにおいて、次の(1)又は(2)に掲げる場合には、当該耕作の放棄又は権利消滅があった営農困難時貸付農地等に係る納税猶予期限は確定せず、同条第33項の規定により贈与税は免除されることに留意する。

なお、(2)の場合において、当該受贈者の死亡の日前に新たな営農困難時貸付けを行った部分又は当該受贈者の農業の用に供した部分に係る同条第22項第4号に規定する届出書がその提出期限(当該受贈者の死亡の日前に提出期限が到来しているものに限る。)までに提出されていない部分については猶予期限は確定していることに留意する。

(1) 耕作の放棄又は権利消滅があった日から2月以内に当該営農困難時貸付農地等に係る受贈者が死亡した場合

(2) 同項第3号に規定する税務署長の承認を受け、耕作の放棄又は権利消滅があった日から1年を経過する日までに、当該営農困難時貸付農地等に係る受贈者が死亡した場合

(注) 上記(1)又は(2)の場合において、耕作の放棄又は権利消滅があったときから受贈者の死亡の日までの間に、当該耕作の放棄又は権利消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行ったとき又は当該受贈者の農業の用に供したときであっても、措置法第70条の4第22項第2号又は第4号に規定する届出書の提出は要しないことに留意する。

改正後

改正前

(営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった後に贈与者が死亡した場合)

(新設)

70の4-93 措置法第70条の4第21項の規定の適用を受ける営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があったときにおいて、次の(1)又は(2)に掲げる場合には、当該耕作の放棄又は権利消滅があった営農困難時貸付農地等に係る納税猶予期限は確定せず、同条第33項の規定により贈与税は免除されることに留意する。

なお、(2)の場合において、当該贈与者の死亡の日前に新たな営農困難時貸付けを行った部分又は当該営農困難時貸付農地等に係る受贈者の農業の用に供した部分に係る同条第22項第4号に規定する届出書がその提出期限(当該贈与者の死亡の日前に提出期限が到来しているものに限る。)までに提出されていない部分については猶予期限は確定していることに留意する。

(1) 耕作の放棄又は権利消滅があった日から2月以内に当該営農困難時貸付農地等に係る贈与者が死亡した場合

(2) 同項第3号に規定する税務署長の承認を受け、耕作の放棄又は権利消滅があった日から1年を経過する日までに、当該営農困難時貸付農地等に係る贈与者が死亡した場合

(注) 1 上記(1)又は(2)の場合において、耕作の放棄又は権利消滅があったときから贈与者の死亡の日までの間に、当該耕作の放棄又は権利消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行ったとき又は当該営農困難時貸付農地等に係る受贈者の農業の用に供したときであっても、措置法第70条の4第22項第2号又は第4号に規定する届出書の提出は要しないことに留意する。

2 耕作の放棄又は権利消滅があった営農困難時貸付農地等に係る贈与者が死亡したときにおいて、当該耕作の放棄又は権利消滅があった営農困難時貸付農地等に係る受贈者が当該営農困難時貸付農地等を措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされ、当該営農困難時貸付農地等について措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けようとする場合には、措置法令第40条の7第52項に定めるところによることに留意する。

(営農困難時貸付けを行った準農地)

(新設)

70の4-94 措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける同項に規定する準農地について営農困難時貸付けが行われた場合に、当該準農地の贈与に係る贈与税の申告書の提

改正後	改正前
<p>出期限後10年を経過する日において、当該準農地のうち農地又は採草放牧地として当該営農困難時貸付けにより当該準農地を借り受けた者（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号又は第3項第1号口に規定する事業により同条第2項に規定する農地保有合理化事業を行う法人又は同条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う者から当該準農地を借り受けた者を含む。）の農業の用に供されていないものがあるときは、当該農業の用に供されていない準農地の価額に対応する部分に相当する贈与税については、当該10年を経過する日の翌日から2月を経過する日が納税猶予の期限となることに留意する。</p> <p><u>（昭和50年改正前の措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける受贈者又は平成3年改正前の措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける受贈者が措置法第70条の4第21項の規定の適用を受けた場合の贈与税の納税猶予についての取扱い）</u></p> <p><u>70の4-95 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和50年法律第16号）による改正前の租税特別措置法（以下「昭和50年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項本文の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）による改正前の租税特別措置法（以下「平成3年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項本文の規定の適用を受ける受贈者が措置法第70条の4第21項の規定の適用を受けた場合には、同条の規定を適用することとなるが、この場合において昭和50年改正前の措置法第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者又は平成3年改正前の措置法第70条の4第1項本文の規定の適用を受ける受贈者が有する特例適用農地等のうちに措置法第70条の4第2項第3号に規定する特定市街化区域農地等があるときには、当該特定市街化区域農地等については同号イからハまでに掲げる区域外に所在する特例適用農地等とみなして同条の規定を適用することに留意する。</u></p> <p><u>（平成3年改正前の措置法第70条の4第1項及び第10項の規定の適用を受ける受贈者又は平成7年改正前の措置法第70条の4第1項及び第13項の規定の適用を受ける受贈者が措置法第70条の4第21項の規定の適用を受けた場合の継続届出書の提出）</u></p> <p><u>70の4-96 平成3年改正前の措置法第70条の4第1項本文の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）による改正前の租税特別措置法（以下「平成7年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項本文の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者が措置法第70条の4第21項の</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後

規定の適用を受けた場合には、同条の規定を適用することとなるが、この場合において平成3年改正前の措置法第70条の4第1項本文の適用を受ける同項に規定する受贈者が同条第10項の規定の適用を受けている場合又は平成7年改正前の措置法第70条の4第1項本文の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者が同条第13項の規定の適用を受けている場合の措置法第70条の4第26項に規定する届出書（以下70の4-96において「継続届出書」という。）の提出については、同条第21項に規定する届出書を提出した日の翌日から起算して3年を経過するごとの日までに当該継続届出書を提出しなければならないことに留意する。

(注) 継続届出書の提出期間については、当該3年を経過するごとの日の属する月の前々月の初日から当該3年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。

(継続届出書の提出期間)

70の4-97 措置法第70条の4第26項に規定する届出書は、特例適用農地等の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して3年を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、当該3年を経過するごとの日の属する月の前々月の初日から当該3年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。

〔措置法第70条の5（農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）関係〕

(当該農地等)

70の5-2 ……措置法令第40条の6第60項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地も含まれることに留意する。

(注) ……上記の「当該農地等」に含まれないことに留意する。

(一時的道路用地等の用に供されている特例適用農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額)

70の5-3 措置法第70条の4第17項第1号の規定の適用を受ける同項に規定する……適用を受ける措置法第70条の4第17項に規定する一時的道路用地等……それぞれに掲げるところによることに留意する。

改正前

(新設)

〔措置法第70条の5（農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）関係〕

(当該農地等)

70の5-2 ……措置法令第40条の6第50項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地も含まれるのであるから留意する。

(注) ……上記の「当該農地等」に含まれないのであるから留意する。

(一時的道路用地等の用に供されている特例適用農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額)

70の5-3 措置法第70条の4第16項第1号の規定の適用を受けている同項に規定する……適用を受ける措置法第70条の4第16項に規定する一時的道路用地等……それぞれに掲げるところによるのであるから留意する。

改正後

改正前

(営農困難時貸付けが行われている特例適用農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額)

(新設)

70の5-4 措置法第70条の4第21項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡した場合において、措置法第70条の5第1項の規定の適用を受ける措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付け(以下70の5-4において「営農困難時貸付け」という。)が行われている農地等の相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額は、当該贈与者の死亡の日における貸付けの態様に応じた当該農地等の時価によることに留意する。

(注) 営農困難時貸付けが行われていた農地等について、措置法令第40条の7第52項の規定により措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けようとする場合に、当該農地等に係る贈与者の死亡の日において、当該農地等につき新たな営農困難時貸付けが行われていないときの当該農地等の相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額は、当該贈与者の死亡の日における当該農地等の時価によることに留意する。

(買換えの承認に係る特例適用農地等)

(買換えの承認に係る特例適用農地等)

70の5-5 (省略)

70の5-4 (同左)

(措置法第70条の4第16項の規定による承認に係る特定農地等)

(措置法第70条の4第20項の規定による承認に係る特定農地等)

70の5-6 ……についての買取りの申出等につき同条第16項の規定による承認を受けている場合において……当該承認に係る特定農地等は、措置法第70条の4第16項の規定により買取りの申出等……

70の5-5 ……についての買取りの申出等につき同条第20項の規定による承認を受けている場合において……当該承認に係る特定農地等は、措置法第70条の4第20項の規定により買取りの申出等……

[措置法第70条の6 ((農地等についての相続税の納税猶予等)) 関係]

[措置法第70条の6 ((農地等についての相続税の納税猶予等)) 関係]

(農地又は採草放牧地の意義)

(農地又は採草放牧地の意義)

70の6-1 ……70の4-1 ((農地又は採草放牧地の意義))を準用する。

70の6-1 ……70の4-1 ((農地又は採草放牧地の意義))を準用する。この場合において、同通達中、「措置法令第40条の6第2項各号に掲げる農地」とあるのは、「措置法令第40条の7第3項各号に掲げる農地」と読み替えて適用する。

改正後

改正前

(農地法第32条の規定による通知に係るもの)

70の6-1の2 措置法第70条の6第1項に規定する「農地法第32条の規定による通知（同条ただし書の規定による公告を含む。第1号において同じ。）に係るもの」については、70の4-1の2（農地法第32条の規定による通知に係るもの）を準用する。

(措置法第70条の5の適用を受ける特例適用農地等のうち措置法第70条の6第1項の農地等に含まれないもの)

70の6-2 . . .

- (1) 措置法令第40条の6第60項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地
- (2) 措置法令第40条の6第60項の規定により . . . 又は用地を措置法第70条の4第17項に規定する . . .
- (3) 当該農地等が昭和50年改正前の措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納期限の延長の適用を受けているもの又は平成3年改正前の措置法第70条の4第1項の規定による . . .

(相続時精算課税適用者が特定贈与者より贈与により取得した農地等に係る措置法第70条の6第1項の適用)

70の6-2の2 . . . に該当しない場合（措置法令第40条の7第3項に該当する場合を除く。）には、同法第70条の6第1項の規定の適用はないことに留意する。

(農業を営んでいた個人の範囲)

70の6-5 . . . のほか、次の(1)から(5)までに掲げる者を含むものとして取り扱う。

- (1) . . . における当該贈与者、平成7年改正前の措置法第70条の4第1項に規定する . . . 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成12年法律第13号）による改正前の租税特別措置法（以下「平成12年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項に規定する . . . 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成13年法律第7号）による改正前の租税特別措置法（以下「平成13年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項に規定する . . . 租税特別措置法等の一

(新設)

(措置法第70条の5の適用を受ける特例適用農地等のうち措置法第70条の6第1項の農地等に含まれないもの)

70の6-2 . . .

- (1) 措置法令第40条の6第50項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地
- (2) 措置法令第40条の6第50項の規定により . . . 又は用地を措置法第70条の4第16項に規定する . . .
- (3) 当該農地等が租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和50年法律第16号）による改正前の租税特別措置法（以下「昭和50年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項の規定による贈与税の納期限の延長の適用を受けているもの又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）による改正前の租税特別措置法（以下「平成3年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項の規定による . . .

(相続時精算課税適用者が特定贈与者より贈与により取得した農地等に係る措置法第70条の6第1項の適用)

70の6-2の2 . . . に該当しない限り同法第70条の6第1項の規定の適用はないのであるから留意する。

(農業を営んでいた個人の範囲)

70の6-5 . . . のほか、次の(1)又は(2)に掲げる者を含むものとして取り扱う。

- (1) . . . における当該贈与者、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）による改正前の租税特別措置法（以下「平成7年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項に規定する . . . 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成12年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第70条の4第1項に規定する . . . 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成13年法律第7号）による改正前の租税特別措置法第70条の4第1項に規定する . . . 租税特別措置



改正後

部を改正する法律（平成14年法律第15号）による・・・贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）による・・・における当該贈与者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法（以下70の6-104までにおいて「平成21年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者

- (2) 措置法令第40条の7第3項の規定の適用を受ける・・・
- (3) 措置法第70条の6第27項において準用する措置法第70条の4第21項の規定の適用を受ける農業相続人が死亡の時まで同項の規定の適用を受けていた場合における当該農業相続人
- (4) 措置法第70条の4第21項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者が死亡の時まで同項の規定の適用を受けていた場合における当該受贈者
- (5) 措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付者

（被相続人が死亡の日まで農業を営んでいない場合の取扱い）

70の6-6 ……当該被相続人が所有する農地の内に、農地法第32条の規定による通知の対象となった農地があるときにおいて、当該通知の対象となった農地について措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けようとする場合を除き、当該被相続人もこれに含まれるものとして取り扱う。

- (1) ……その者と住居及び生計を一にする親族並びにその者が行っていた耕作又は養畜の事業に従事していたその他の二親等内の親族に農業経営を移譲していたこと。  
(注) ……にしない理由が農地法第2条第2項に掲げる事由に該当するときには・・・
- (2) ……

改正前

法の一部を改正する法律（平成14年法律第15号）による・・・贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）による・・・における当該贈与者

- (2) 措置法令第40条の7第4項の規定の適用を受ける・・・

（被相続人が死亡の日まで農業を営んでいない場合の取扱い）

70の6-6 ……当該被相続人が所有する農地の内に、当該親族が農業経営基盤強化促進法第27条の2第1項の規定による通知を受け、かつ、同条第2項の期限内に同項の農業上の利用に関する計画を届け出なかった場合（農業経営基盤強化促進法施行規則第28条第1項に規定する事由により当該計画を届け出なかった場合を除く。）における当該通知に係る農地があるとき又は経営移譲を受けた者に対し農業経営基盤強化促進法第27条の3第2項の規定による通知があった場合における当該通知に係る農地があるときにおいて、当該親族が当該通知に係る農地（以下70の6-13の2までにおいて「当該親族に対する通知に係る特定遊休農地」という。）について措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けようとする場合を除き、その者もこれに含まれるものとして取り扱う。

- (1) ……その者と住居及び生計を一にする親族に農業経営を移譲していたこと。  
(注) ……にしない理由が農地法第2条第6項に掲げる事由に該当するときには・・・
- (2) ……

改正後	改正前
<p>(相続人として取り扱う相続放棄者)</p> <p>70の6-7 ……であつても、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者は……</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(3) <u>相続開始の年に当該相続に係る被相続人から措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与を受けた者で、相続税法第21条の15第1項の規定により当該農地等の価額が相続税の課税価格に加算されること(当該農地等について同法第21条の16第1項の規定の適用がある場合を含む。)</u>となるもの</p> <p>(農業相続人の範囲)</p> <p>70の6-7の2 <u>措置法第70条の6第1項に規定する「農業相続人」には、次の(1)から(4)までに掲げる者が含まれることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る同項に規定する贈与者が死亡し、特例適用農地等の受贈者が措置法第70条の5第1項の規定の適用により当該特例適用農地等を相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合において、措置法第70条の6第1項に規定する相続税の申告書の提出期限(以下70の6-7の2において「相続税の申告期限」という。)まで当該特例適用農地等に係る農業経営を開始し、その後引き続き当該農業経営を行うと認められる受贈者</u></p> <p>(2) <u>措置法第70条の4第21項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡し、当該受贈者が同条第21項に規定する営農困難時貸付けを行っている特例適用農地等が措置法第70条の5第1項の規定により当該贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合の当該受贈者</u></p> <p>(3) <u>措置法第70条の6の3第2項に規定する農業経営者又は同項に規定する農業相続人が死亡した場合において、当該農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得した農地又は採草放牧地について相続税の申告期限までに措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付け(以下70の6-7の2において「特定貸付け」という。)を行ったときの当該農業経営者又は農業相続人の相続人</u></p> <p>(4) <u>措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る</u></p>	<p>(相続人として取り扱う相続放棄者)</p> <p>70の6-7 ……であつても、次の(1)又は(2)に該当する者は……</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(新設)</p>

改正後

贈与者が死亡した場合において、当該受贈者が特例適用農地等のうち農地又は採草放牧地について当該贈与者の死亡に係る相続税の申告期限までに特定貸付けを行ったときの当該受贈者

(農業経営を行う者)

70の6-8 . . .

(注) 上記の農業経営を行う者には、70の6-7の2(農業相続人の範囲)の(2)から(4)までに掲げる者で相続又は遺贈により取得(措置法第70条の5の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合の取得を含む。)をした農地又は採草放牧地を措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付け又は措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付けにより貸し付けている者が含まれることに留意する。

(住居又は生計を異にする未成年者)

70の6-10 . . . にしない理由が農地法第2条第2項に掲げる事由に該当するとき  
は . . .

(被相続人の農業の用に供されていた農地又は採草放牧地)

70の6-13 . . . については、70の4-12(贈与者等の農業の用に供している農地又は採草放牧地)(後段を除く。)及び . . .

. . . 又は採草放牧地としてみなされることに留意する。

(1) . . .

(2) . . .

(3) . . .

(4) 措置法第70条の6第21項の規定の . . .

措置法令第40条の7第65項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地(同条第41項に規定する一時的道路用地等の用に供している敷地又は用地を除く。)

(5) 措置法第70条の4第17項の規定の . . .

措置法令第40条の6第60項第1号に規定する . . . 又は用地を措置法第70条の4第17項に規定する一時的道路用地等の用に . . .

(6) 措置法第70条の4第17項の規定の . . . が死亡し、同条第17項に規定する一時

改正前

(農業経営を行う者)

70の6-8 . . .

(住居又は生計を異にする未成年者)

70の6-10 . . . にしない理由が農地法第2条第6項に掲げる事由に該当するとき  
は . . .

(被相続人の農業の用に供されていた農地又は採草放牧地)

70の6-13 . . . については、70の4-12(贈与者の農業の用に供している農地又は採草放牧地)及び . . .

. . . 又は採草放牧地としてみなされるのであるから留意する。

(1) . . .

(2) . . .

(3) . . .

(4) 措置法第70条の6第20項の規定の . . .

措置法令第40条の7第54項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地(同条第37項に規定する一時的道路用地等の用に供している敷地又は用地を除く。)

(5) 措置法第70条の4第16項の規定の . . .

措置法令第40条の6第50項第1号に規定する . . . 又は用地を措置法第70条の4第16項に規定する一時的道路用地等の用に . . .

(6) 措置法第70条の4第16項の規定の . . . が死亡し、同条第16項に規定する一時

改正後

的道路用地等の用に・・・

措置法令第40条の6第60項第1号に規定する・・・

(7) 措置法第70条の6第27項において準用する措置法第70条の4第21項の規定の適用を受けている措置法第70条の6第27項に規定する農業相続人が死亡した場合

同項に規定する営農困難時貸付けを行っている農地又は採草放牧地

(8) 措置法第70条の4第21項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合

同項に規定する営農困難時貸付けを行っている農地又は採草放牧地

(9) 措置法第70条の4第21項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡し、同条第21項に規定する営農困難時貸付農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合

措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付けを行っている農地又は採草放牧地

(10) 措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付者が死亡し、当該特定貸付者の相続人が当該特定貸付者から同項に規定する特定貸付けを行っている農地又は採草放牧地を相続又は遺贈により取得をした場合

同項に規定する特定貸付けを行っている農地又は採草放牧地

(被相続人が特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため相続開始の日まで農業を営んでいない場合の農業の用に供している農地の取扱い)

70の6-13の2・・・当該被相続人が所有する農地法第32条の規定による通知の対象となった農地については、措置法第70条の6第1項に規定する「農地」には含まれないものとして取り扱う。

(農業相続人の農業の用に供している農地又は採草放牧地)

70の6-13の3 措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人の農業の用に供している農地又は採草放牧地として取り扱うものについては、70の4-12(贈与者等の農業の用に供している農地又は採草放牧地)の後段を準用する。

改正前

的道路用地等の用に・・・

措置法令第40条の6第50項第1号に規定する・・・

(注) 上記(1)から(3)に掲げる農地又は採草放牧地を相続又は遺贈により取得した措置法第70条の6第1項に規定する被相続人の相続人は、相続税の申告書の提出期限までに当該取得した農地又は採草放牧地に係る農業経営を開始しなければならないのであるが、同条第10項に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づく貸付けは、この農業経営に当たらないのであるから留意する。

(被相続人が特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため相続開始の日まで農業を営んでいない場合の農業の用に供している農地の取扱い)

70の6-13の2・・・当該被相続人が所有する当該親族に対する通知に係る特定遊休農地については、同項に規定する「農地」には含まれないものとして取り扱う。

(新設)

改正後

改正前

<p>(受贈者の死亡後に取得した又は都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用)</p> <p>70の6-15 ……についての買取りの申出等につき同条第16項の規定による承認を受けている場合において……</p> <p>……の提出期限までに措置法第70条の4第16項の規定による都市営農農地等に該当する……</p>	<p>(受贈者の死亡後に取得した又は都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用)</p> <p>70の6-15 ……についての買取りの申出等につき同条第20項の規定による承認を受けている場合において……</p> <p>……の提出期限までに措置法第70条の4第20項の規定による都市営農農地等に該当する……</p>
<p>(納税猶予分の相続税額に相当する担保)</p> <p>70の6-17 措置法第70条の6第1項に規定する「当該納税猶予分の相続税額に相当する担保」とは、納税猶予に係る相続税の本税の額と当該本税に係る納税猶予期間中の利子税の額との合計額に相当する担保をいうものとする。</p> <p>(1) この場合において、同項の規定の適用を受ける農地等の全部を担保として提供する場合(当該農地等につき当該相続税額に優先する担保権が設定されている場合を除く。)には、同項に規定する「当該納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合」に該当するものとする。</p> <p>(2) なお、上記以外の方法により担保を提供する場合には、納税猶予に係る相続税の本税の額とこれに係る農業相続人の平均余命年数に相当する納税猶予期間中の利子税の額との合計額に相当する担保が提供された場合が同項に規定する「当該納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合」に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(注) 次に掲げる農業相続人(相続又は遺贈により特例農地等を取得をした日において当該特例農地等のうちに都市営農農地等がある農業相続人を除く。)の納税猶予に係る相続税の本税の額のうち、当該特例農地等のうち措置法第70条の6第5項に規定する市街化区域内農地等(都市営農農地等を除く。)に係る農業投資価格控除後の価格に対応する部分の金額については、上記(2)の「平均余命年数」を「平均余命年数(20年を限度とする。)」と読み替えて、当該金額に係る納税猶予期間中の利子税の額を計算する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該取得をした日において特例農地等の全てが市街化区域内農地等(都市営農農地等を除く。)である農業相続人</li> <li>2 当該取得をした日において特例農地等のうちに都市営農農地等以外の市街化区域内農地等及び市街化区域内農地等以外の特例農地等がある農業相続人</li> </ol>	<p>(相続税の額に相当する担保)</p> <p>70の6-17 措置法第70条の6第1項に規定する「当該相続税の額に相当する担保」の意義については、70の4-17((贈与税の額に相当する担保))を準用する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(農地等の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合における相続税の納税猶予の適用)</p> <p>70の6-19 ……70の4-19((農地等の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合))の(1)のロ <u>(なお書を除く。)</u> 又は(2)により……</p> <p>……</p> <p>(1) ……同法第51条第2項第1号 <u>△</u> ((延滞税の特則))の規定に該当するものとして同項の規定を適用する。</p> <p>(2) ……</p>	<p>(農地等の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合における相続税の納税猶予の適用)</p> <p>70の6-19 ……70の4-19((農地等の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合))の(1)のロ又は(2)により……</p> <p>……</p> <p>(1) ……同法第51条第2項第1号 <u>□</u> ((延滞税の特則))の規定に該当するものとして同項の規定を適用する。</p> <p>(2) ……</p>
<p>(第2次農業相続人がある場合の第1次農業相続人に係る相続税の納税猶予の適用要件)</p> <p>70の6-20 措置法令第40条の7 <u>第6項</u>の規定による……次に掲げるところによることに留意する。</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(3) ……相続税の期限内申告書に<u>措置法第70条の6第1項</u>の規定の適用を受ける旨の記載をしたものに限られること。</p> <p>(4) ……</p>	<p>(第2次農業相続人がある場合の第1次農業相続人に係る相続税の納税猶予の適用要件)</p> <p>70の6-20 措置法令第40条の7 <u>第7項</u>の規定による……次に掲げるところによるのであるから留意する。</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(3) ……相続税の期限内申告書に<u>同項</u>の規定の適用を受ける旨の記載をしたものに限られること。</p> <p>(4) ……</p>
<p>(特例農地等の一部につき生前一括贈与があつた場合)</p> <p>70の6-21 ……とは、次に掲げる場合をいう<u>ことに留意する</u>。</p> <p>(1) ……及び措置法令第40条の6 <u>第2項</u>に規定する従前採草放牧地の面積……及び同条第4項に規定する従前準農地の面積……</p> <p>(2) ……措置法令第40条の7 <u>第65項</u>第2号若しくは……</p> <p>(3) ……</p> <p>(注) ……措置法令第40条の7 <u>第65項</u>第2号又は第3号に掲げる敷地……する日までに納付することになる<u>ことに留意する</u>。</p>	<p>(特例農地等の一部につき生前一括贈与があつた場合)</p> <p>70の6-21 ……とは、次に掲げる場合をいう<u>のであるから留意する</u>。</p> <p>(1) ……及び措置法令第40条の6 <u>第3項</u>に規定する従前採草放牧地の面積……及び同条第5項に規定する従前準農地の面積……</p> <p>(2) ……措置法令第40条の7 <u>第54項</u>第2号若しくは……</p> <p>(3) ……</p> <p>(注) ……措置法令第40条の7 <u>第54項</u>第2号又は第3号に掲げる敷地……する日までに納付することになる<u>のであるから留意する</u>。</p>
<p>(申告書の提出前に農地等の買取りの申出等があつた場合)</p> <p>70の6-23 ……までに措置法令第40条の7 <u>第32項</u>の規定による代替農地等の取得……について措置法第70条の6 <u>第20項</u>の規定の適用が受けられるものとして取り扱う。</p>	<p>(申告書の提出前に農地等の買取りの申出等があつた場合)</p> <p>70の6-23 ……までに措置法令第40条の7 <u>第45項</u>の規定による代替農地等の取得……について措置法第70条の6 <u>第26項</u>の規定の適用が受けられるものとして取り扱う。</p>

改正後

- (1) . . .  
(2) . . .

(譲渡の時期)

70の6-24 . . .及び同条第7項、第19項又は第20項に規定する「譲渡等があつた日」については . . .

(使用人の範囲)

70の6-25 措置法令第40条の7第7項に規定する . . .

(国又は地方公共団体等の行う事業のため特例農地等が一時的に農業の用に供することができないこととなった場合)

70の6-26 特例農地等が70の6-13の3((農業相続人の農業の用に供している農地又は採草放牧地))により準用する70の4-12((贈与者等の農業の用に供している農地又は採草放牧地))の(3)に掲げる . . .

(譲渡等をした特例農地等の面積が100分の20を超えるかどうかの計算)

70の6-27 措置法第70条の6第1項第1号に規定する100分の20を超えるかどうかの計算は、次に掲げる場合に依り、次に掲げる算式により行うことに留意する。

なお、同条第38項第4号に定める相続税について同項の規定により免除があった場合には、70の6-30の2((市街化区域内農地等に係る納税猶予税額について申告書の提出期限の翌日から20年を経過して免除があった場合の100分の20の計算))に留意する。

(1) 既往において同条第19項又は第20項において準用する措置法第70条の4第15項第3号又は第16項第3号の規定に該当する農地又は採草放牧地(以下70の6-27において「代替取得農地等」という。)を取得していない場合

$$\frac{B+C}{A}$$

(2) 既往において、措置法第70条の6第19項において準用する措置法第70条の4第15項第3号の規定に該当する代替取得農地等を取得している場合

改正前

- (1) . . .  
(2) . . .

(譲渡の時期)

70の6-24 . . .及び同条第7項、第19項又は第26項に規定する「譲渡等があつた日」については . . .

(使用人の範囲)

70の6-25 措置法令第40条の7第8項に規定する . . .

(国又は地方公共団体等の行う事業のため特例農地等が一時的に農業の用に供することができないこととなった場合)

70の6-26 特例適用農地等が70の6-13((被相続人の農業の用に供されていた農地及び採草放牧地))により準用する70の4-12((贈与者の農業の用に供している農地又は採草放牧地))の(3)に掲げる . . .

(譲渡等をした特例農地等の面積が100分の20を超えるかどうかの計算)

70の6-27 措置法第70条の6第1項第1号の規定の適用に当たり、譲渡等をした特例農地等の面積が100分の20を超えるかどうかの計算については、70の4-26((譲渡等をした特例適用農地等の面積が100分の20を超えるかどうかの計算))を準用する。

改正後

改正前

$$\frac{B+C}{A+(F-D+E)}$$

(3) 既往において、措置法第70条の6第20項において準用する措置法第70条の4第16項第3号の規定に該当する代替取得農地等を取得している場合

$$\frac{B+C}{A+(F-D'+E')}$$

(注) 算式中の符号は、次のとおりである。

Aは、相続又は遺贈により取得した特例農地等の当該取得時の面積をいう。

Bは、今回譲渡等をした特例農地等の面積をいう。

この場合の譲渡等には、措置法第70条の6第1項第1号に規定する収用交換等による譲渡その他措置法令第40条の7第8項に規定する譲渡又は設定（以下70の6-27において「収用交換等による譲渡等」という。）を含まない。

Cは、既往において譲渡等（収用交換等による譲渡等を除く。）をした特例農地等の面積をいい、この面積は、措置法第70条の6第19項において準用する措置法第70条の4第15項第1号の規定により譲渡等がなかつたものとみなされるものの面積を除き、同項第2号の規定により譲渡等がされたものとみなされるものの面積を含む。

Dは、既往において措置法第70条の6第19項において準用する措置法第70条の4第15項第1号の規定により譲渡等がなかつたものとみなされた特例農地等の面積をいい、次の算式により計算する。

$$\text{譲渡等をした特例農地等の面積} \times \frac{\text{譲渡等の対価の額のうち代替取得農地等の取得に充てる見込金額}}{\text{譲渡等をした特例農地等の対価の額}}$$

Eは、Dの面積のうち、措置法第70条の6第19項において準用する措置法第70条の4第15項第2号の規定によりその後譲渡等がされたものとみなさ



改正後

れた特例農地等の面積をいい、次の算式により計算する。

$$D \text{ の面積} \times \frac{D \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額のうち代替取得農地等の取得に充てられなかつた金額}}{D \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額}}$$

Fは、代替取得農地等の面積をいう。

D'は、既往において措置法第70条の6第20項において準用する措置法第70条の4第16項第1号の規定により譲渡等がなかつたものとみなされた特定農地等の面積をいい、次の算式により計算する。

$$\frac{\text{譲渡等をする見込みである特定農地等の面積}}{\text{譲渡等の対価の見積額のうち代替取得農地等の取得に充てる見込金額}} \times \frac{\text{譲渡等をする見込みである特定農地等の対価の見積額}}{\text{譲渡等の対価の見積額}}$$

E'は、D'の面積のうち、措置法第70条の6第20項において準用する措置法第70条の4第16項第2号ハの規定によりその後買取りの申出等があつたものとみなされた特定農地等の面積をいい、次の算式により計算する。

$$D' \text{ の面積} \times \frac{D' \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額のうち代替取得農地等の取得に充てられなかつた金額}}{D' \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額}}$$

(100分の20の計算から除外される耕作又は養畜の事業に係る施設)

70の6-28 ……措置法令第40条の7第7項に規定する「その他の施設」については……

(100分の20の計算から除外される作業場の敷地等に転用された特例農地等)

70の6-29 ……措置法令第40条の7第7項に規定する「転用」が行われた土地……

改正前

(100分の20の計算から除外される耕作又は養畜の事業に係る施設)

70の6-28 ……措置法令第40条の7第8項に規定する「その他の施設」については……

(100分の20の計算から除外される作業場の敷地等に転用された特例農地等)

70の6-29 ……措置法令第40条の7第8項に規定する「転用」が行われた土地……

改正後	改正前
<p>(農業生産法人の常時従事者に該当しなくなった場合などの100分の20の計算) 70の6-30 措置法令第40条の7第8項の規定に該当する農業生産法人の・・・</p> <p>(市街化区域内農地等に係る納税猶予税額について申告書の提出期限の翌日から20年を経過して免除があった場合の100分の20の計算) 70の6-30の2 措置法第70条の6第38項第4号の規定により、相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過する日において、農業相続人(相続又は遺贈により財産を取得した日において都市営農農地等である特例農地等を有しないものに限る。)が有する特例農地等のうちに当該取得をした日において同号の市街化区域内農地等(都市営農農地等を除く。以下70の6-30の2において同じ。)がある場合には、当該市街化区域内農地等に係る納税猶予税額については、同号の規定により当該20年を経過する日において免除されるが、免除の時において同条第1項第1号に規定する100分の20を超えるかどうかの計算を行う必要はなく、同項後段の適用はないことに留意する。</p> <p>なお、免除後に特例農地等の譲渡等があった時は、当該免除に係る市街化区域内農地等の面積は同項後段に規定する「当該相続人のその時の直前におけるこの項本文の規定の適用を受ける特例農地等に係る耕作又は養畜の用に供する土地の面積」(70の6-27(譲渡等をした特例農地等の面積が100分の20を超えるかどうかの計算)の算式におけるA)には含めず、当該100分の20の計算を行うことに留意する。</p> <p>(注) 相続税の申告書の提出期限後10年を経過する日において農業相続人が有する措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける準農地のうち農地又は採草放牧地として当該農業相続人の農業の用に供されていないことから同条第7項の規定により納税猶予期限が確定した準農地は、同条第1項第1号後段に規定する「当該農業相続人が相続又は遺贈により取得した特例農地等のうち準農地で農地又は採草放牧地への転用がなされたもの以外のものに係る土地」であることから、当該準農地に係る面積は、同項に規定する100分の20を超えるかどうかの計算の分母の面積に含まれることに留意する。</p>	<p>(農業生産法人の常時従事者に該当しなくなった場合などの100分の20の計算) 70の6-30 措置法令第40条の7第10項の規定に該当する農業生産法人の・・・</p> <p>(新設)</p>
<p>(100分の20の計算から除外される収用交換等による譲渡等があった場合) 70の6-31 ……その他措置法令第40条の7第8項に規定する譲渡・・・</p> <p>(相次相続控除の算式)</p>	<p>(100分の20の計算から除外される収用交換等による譲渡等があった場合) 70の6-31 ……その他措置法令第40条の7第10項に規定する譲渡・・・</p> <p>(相次相続控除の算式)</p>

改正後

改正前

70の6-38 . . .

(注) . . .

Aは . . . には、措置法第70条の6 第38項の規定により免除された相続税額以外の税額に限る。)

Bは . . .

(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)

70の6-39 措置法第70条の6 第35項の規定により . . .

(相続税の納税猶予期限)

70の6-40 所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)による改正後の措置法第70条の6第1項に規定する相続税の納税猶予期限は、同条第21項の規定の適用の有無にかかわらず、原則として、次に掲げる相続人の区分に応じ、それぞれに掲げる日となることに留意する。

(1) 同条第1項の規定の適用を受ける特例農地等のうちに相続又は遺贈により取得した日において都市営農農地等がある農業相続人 当該農業相続人の死亡の日

(注) 上記の農業相続人については、たとえ、当該都市営農農地等である特例農地等がその後同条第7項又は第8項の規定に該当したことにより同条第1項の規定の適用を受ける特例農地等のうちに都市営農農地等を有しないこととなった場合においても、すべての特例農地等についてその死亡の日となることに留意する。

(2) 同項の規定の適用を受ける特例農地等のすべてが相続又は遺贈により取得をした日において都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地(以下70の6-97までにおいて「市街化区域内農地等」という。)である農業相続人(当該取得をした日において当該特例農地等のうちに都市営農農地等がある農業相続人を除く。) 当該農業相続人の死亡の日又は相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過する日のいずれか早い日

(3) 措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける特例農地等のすべてが相続又は遺贈により取得をした日において市街化区域内農地等以外のものである農業相続人(当該取得をした日において当該特例農地等のうちに都市営農農地等がある農業相続人を除く。) 当該農業相続人の死亡の日

70の6-38 . . .

(注) . . .

Aは . . . には、措置法第70条の6 第34項の規定により免除された相続税額以外の税額に限る。)

Bは . . .

(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)

70の6-39 措置法第70条の6 第31項の規定により . . .

(相続税の納税猶予期限)

70の6-40 措置法第70条の6第1項に規定する相続税の納税猶予期限は、同条第20項の規定の適用の有無にかかわらず、原則として、同条第1項の規定の適用を受ける農業相続人の死亡の日又は相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過する日のいずれか早い日となるのであるが、同項に規定する申告書に同項の規定の適用を受けようとする旨の記載をした特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている当該農業相続人については、たとえ、その後同条第7項又は第8項の規定に該当したことにより同条第1項の規定の適用を受ける特例農地等のうちに都市営農農地等を有しないこととなった場合においても、すべての特例農地等についてその死亡の日となるのであるから留意する。

したがって、当初の特例農地等のうちに都市営農農地等を有していなかった農業相続人については、その後、同条第19項又は第26項の規定の適用を受けたことにより同条第1項の規定の適用を受ける特例農地等のうちに都市営農農地等を有することとなった場合においても、相続税の納税猶予期限は、原則どおり、当該農業相続人の死亡の日又は相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過する日のいずれか早い日となるのであるから留意する。

改正後

改正前

(4) 同項の規定の適用を受ける特例農地等のうちに相続又は遺贈により取得した日において都市営農農地等以外の市街化区域内農地等及び市街化区域内農地等以外の特例農地等があり、かつ、同項に規定する相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過する日までの間に、農業相続人が相続又は遺贈により取得した特例農地等のうち当該取得した日において当該市街化区域内農地等以外の特例農地等に係る相続税のすべてについて、同条第7項又は第8項の規定による納税の猶予に係る期限が到来している当該農業相続人(当該取得をした日において当該特例農地等のうちに都市営農農地等がある農業相続人を除く。) 当該農業相続人の死亡の日又は相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過する日のいずれか早い日

(5) 措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける特例農地等のうちに相続又は遺贈により取得した日において都市営農農地等以外の市街化区域内農地等及び市街化区域内農地等以外の特例農地等があり、かつ、同項に規定する相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過する日において、農業相続人が相続又は遺贈により取得した特例農地等のうち当該取得した日において当該市街化区域内農地等以外の特例農地等に係る相続税について、同条第7項又は第8項の規定による納税の猶予に係る期限が到来していないものがある当該農業相続人(当該取得をした日において当該特例農地等のうちに都市営農農地等がある農業相続人を除く。) 当該農業相続人の死亡の日

(注) 上記の農業相続人の区分のいずれに該当するかは、特例農地等を相続又は遺贈により取得をした日において、いずれの農地等に該当するかによることに留意する。

(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税の額の計算)

70の6-41 . . .

(注) 1 . . .

2 . . . 措置法第70条の6第19項又は第20項において準用する措置法第70条の4第15項第3号又は第16項第3号の規定に該当する . . .

(前条第13項各号に掲げる要件に準ずる要件)

70の6-50 . . . に規定する「前条第13項各号に掲げる要件に準ずる要件」については、70の4-54((第13項各号に掲げる要件に準ずる要件))と同様とする。

(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税の額の計算)

70の6-41 . . .

(注) 1 . . .

2 . . . 措置法第70条の6第19項又は第26項において準用する措置法第70条の4第15項第3号又は第20項第3号の規定に該当する . . .

(前条第14項各号に掲げる要件に準ずる要件)

70の6-50 . . . に規定する「前条第14項各号に掲げる要件に準ずる要件」については、70の4-54((第14項各号に掲げる要件に準ずる要件))と同様とする。

改正後

改正前

(貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地)

70の6-52 ……を受ける農地又は採草放牧地は、措置法令第40条の7第65項各号に掲げる農地等又は敷地若しくは用地、措置法第70条の6第9項の規定により農業相続人の推定相続人の1人に対して使用貸借による権利の設定が行われている農地又は採草放牧地、同条第27項の規定により同項に規定する営農困難時貸付けを行っている農地又は採草放牧地及び措置法第70条の6の2第1項の規定により同項に規定する特定貸付けを行っている農地又は採草放牧地以外のものをいうことに留意する。

(借受代替農地等の面積が貸付特例適用農地等の面積の100分の80未満とならない場合)

70の6-59 ……が100分の80以上となるときについては、同条第12項第2号の規定に該当する場合を除き、70の4-63((借受代替農地等の面積が貸付特例適用農地等の面積の100分の80未満とならない場合))を準用する。

(借受代替農地等の全部又は一部につき耕作の放棄があった場合)

70の6-59の2 措置法第70条の6第10項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る同項に規定する借受代替農地等の全部又は一部につき同条第12項第2号に規定する耕作の放棄があった場合については、70の4-63の2((借受代替農地等の全部又は一部につき耕作の放棄があった場合))を準用する。

(貸付特例適用農地等が農業の用に供されていない場合)

70の6-61 ……について、同条第12項第3号に該当した場合については……

(特例農地等又は特定農地等の買換えについての措置法第70条の4第15項又は第16項の取扱いの準用)

70の6-63 措置法第70条の6第19項又は第20項において準用する措置法第70条の4第15項又は第16項の規定の適用については……

(農業相続人の死亡後に取得した又は都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用)

(貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地)

70の6-52 ……を受ける農地又は採草放牧地については、70の4-56((貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地))を準用する。

(借受代替農地等の面積が貸付特例適用農地等の面積の100分の80未満とならない場合)

70の6-59 ……が100分の80以上となるときについては、70の4-63((借受代替農地等の面積が貸付特例適用農地等の面積の100分の80未満とならない場合))を準用する。

(新設)

(貸付特例適用農地等が農業の用に供されていない場合)

70の6-61 ……について、同条第12項第2号に該当した場合については……

(特例農地等又は特定農地等の買換えについての措置法第70条の4第15項又は第20項の取扱いの準用)

70の6-63 措置法第70条の6第19項又は第26項において準用する措置法第70条の4第15項又は第20項の規定の適用については……

(農業相続人の死亡後に取得した又は都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用)

改正後

70の6-65 ……買取りの申出等につき同条第20項の規定による承認を受けている場合において……

(一時的道路用地等として貸付けの対象となる特例農地等の範囲)

70の6-66 措置法第70条の6第21項に規定する一時的道路用地等(以下70の6-86までにおいて「一時的道路用地等」という。)の用に供するための地上権、賃借権又は使用貸借による権利(以下70の6-77までにおいて「地上権等」という。)の設定に基づく……は含まれないが、次の(1)に掲げる敷地又は用地、(2)から(4)までに掲げる特例農地等は含まれることに留意する。

- (1) 措置法令第40条の7第65項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地
- (2) 措置法第70条の6第9項の規定の適用を受ける特例農地等(農業相続人が一時的道路用地等の用に供するために当該特例農地等に係る使用貸借による権利を消滅させたものに限る。)
- (3) 措置法第70条の6第27項の規定の適用を受ける同項に規定する営農困難時貸付けが行われている特例農地等(農業相続人が一時的道路用地等の用に供するために当該特例農地等に係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権を消滅させたものに限る。)
- (4) 措置法第70条の6の2第1項の適用を受ける同項に規定する特定貸付けが行われている特例農地等(農業相続人が一時的道路用地等の用に供するために当該特例農地等に係る同項に規定する賃借権等を消滅させたものに限る。)

(一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額)

70の6-67 措置法第70条の6第21項の規定の適用を受けている……

(1) ……

同条第24項後段に定める価額

(注) 措置法第70条の6第24項後段に定める……

(2) ……

(注) 措置法第70条の4第17項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合において、措置法第70条の6第26項の規定により準用する同条第24項の規定の適用があるときも上記と同様である。

改正前

70の6-65 ……買取りの申出等につき同条第26項の規定による承認を受けている場合において……

(一時的道路用地等の対象となる特例農地等の範囲)

70の6-66 措置法第70条の6第20項に規定する一時的道路用地等(以下70の6-73までにおいて「一時的道路用地等」という。)の用に供するための地上権、賃借権又は使用貸借による権利(以下70の6-72までにおいて「地上権等」という。)の設定に基づく……は含まれないが、措置法令第40条の7第54項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地及び措置法第70条の6第9項の規定の適用を受ける特例農地等(農業相続人が一時的道路用地等の用に供するために当該特例農地等に係る使用貸借による権利を消滅させたものに限る。)は含まれるのであるから留意する。

(一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額)

70の6-67 措置法第70条の6第20項の規定の適用を受けている……

(1) ……

同条第23項後段に定める価額

(注) 同条第23項後段に定める……

(2) ……

(注) 措置法第70条の4第16項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合において、措置法第70条の6第25項の規定により準用する同条第23項の規定の適用があるときも上記と同様である。

改正後

改正前

(主務大臣の認定を要しない事業)

70の6-68 措置法第70条の6第21項に規定する主務大臣の認定については、70の4-73((主務大臣の認定を要しない事業))を準用する。

(一時的道路用地等としての貸付先)

70の6-69 措置法第70条の6第21項に規定する一時的道路用地等の用に供するための地上権等の設定に基づく貸付けについては、70の4-74((一時的道路用地等としての貸付先))を準用する。

(措置法第70条の6第21項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保)

70の6-70 ……その特例農地等につき同条第21項に規定する地上権等の設定があったときの同条第1項の担保については、70の4-75((措置法第70条の4第17項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保))を準用する。

(一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間)

70の6-71 措置法第70条の6第22項に規定する届出書の提出期間の取扱いについては、70の4-76((一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間))を準用する。この場合において、同条第24項の規定の適用があるときの届出書の提出期限の起算日となる同条第21項の承認を受けた日の翌日とは、同条第24項に規定する農業相続人の相続人が同条第30項に規定する相続税の申告書を納税地の所轄税務署長に提出した日の翌日として取り扱うものとする。

(注) 上記の取扱いは、措置法第70条の6第26項の規定により準用する同条第24項の規定の適用がある場合も同様とする。

(貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途)

70の6-72 措置法第70条の6第21項の規定の適用を受ける……を自己の農業の用(当該農業相続人が同条第9項の規定の……に規定する特定推定相続人の農業の用、同条第27項に規定する営農困難時貸付を行っていた特例農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例農地等を同項に規定する営農困難時貸付け又は自己の農業の用、また、措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けを行っていた特例農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例農地等を同項に規定する特定貸付け又は自己の農業の用)に供しなければならない

(主務大臣の認定を要しない事業)

70の6-68 措置法第70条の6第20項に規定する主務大臣の認定については、70の4-74((主務大臣の認定を要しない事業))を準用する。

(一時的道路用地等としての貸付先)

70の6-69 措置法第70条の6第20項に規定する一時的道路用地等の用に供するための地上権等の設定に基づく貸付けについては、70の4-75((一時的道路用地等としての貸付先))を準用する。

(措置法第70条の6第20項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保)

70の6-70 ……その特例農地等につき同条第20項に規定する地上権等の設定があったときの同条第1項の担保については、70の4-76((措置法第70条の4第16項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保))を準用する。

(一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間)

70の6-71 措置法第70条の6第21項に規定する届出書の提出期間の取扱いについては、70の4-77((一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間))を準用する。この場合において、同条第23項の規定の適用があるときの届出書の提出期限の起算日となる同条第20項の承認を受けた日の翌日とは、同条第23項に規定する農業相続人の相続人が同条第27項に規定する相続税の申告書を納税地の所轄税務署長に提出した日の翌日として取り扱うものとする。

(注) 上記の取扱いは、同条第25項の規定により準用する同条第23項の規定の適用がある場合も同様とする。

(貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途)

70の6-72 措置法第70条の6第20項の規定の適用を受ける……を自己の農業の用(当該農業相続人が措置法第70条の6第9項の規定の……に規定する特定推定相続人の農業の用)に供しなければならないのであるが、この場合のその特例農地等の利用状況については、70の4-78((貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途))を準用する。

改正後

のであるが、この場合のその特例農地等の利用状況については、70の4-77（貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途）を準用する。

（貸付期限到来前に農業相続人が死亡した場合）

70の6-73 措置法第70条の6第22項に規定する届出書、措置法令第40条の7第43項に規定する届出書又は同条第45項に規定する届出書は・・・に措置法第70条の6第38項第1号の規定により・・・について同条第24項の規定の適用を受けるときを除き、その提出を要しないことに留意する。

（措置法第70条の6第27項に規定する営農困難時貸付け）

70の6-74 措置法第70条の6第27項に規定する営農困難時貸付け（以下70の6-91までにおいて「営農困難時貸付け」という。）とは、同条第1項の規定の適用を受ける農業相続人が特例農地等について当該農業相続人の農業の用に供することが困難な状態として措置法令第40条の7第49項に定める状態となり、かつ、措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けができない場合において、当該特例農地等について地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定（以下70の6-74までにおいて「権利設定」という。）に基づく貸付けを行った場合をいうことに留意する。

したがって、営農困難時貸付けは、措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けようとする特例農地等が措置法令第40条の7第50項各号に掲げる地域若しくは区域のいずれにも存しない場合又は措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合（当該貸付けの申込みを当該1年を経過する日まで引き続き行われている場合に限る。）における当該貸付け以外の権利設定に基づく貸付けをいう。

（農業相続人の農業の用に供することが困難な状態となった場合）

70の6-75 措置法第70条の6第27項に規定する農業相続人の農業の用に供することが困難な状態となった場合については、70の4-81（受贈者の農業の用に供することが困難な状態となった場合）を準用する。

（営農困難時貸付けを行う特例農地等の単位）

70の6-76 措置法第70条の6第27項の規定は、特例農地等の一部について貸付けを

改正前

（貸付期限到来前に農業相続人が死亡した場合）

70の6-73 措置法第70条の6第21項に規定する届出書、措置法令第40条の7第39項に規定する届出書又は同条第41項に規定する届出書は・・・に措置法第70条の6第34項第1号の規定により・・・について同条第23項の規定の適用を受けるときを除き、その提出を要しないのであるから留意する。

（新設）

（新設）

（新設）



改正後	改正前
<p>行う場合でも適用があることに留意する。</p> <p><u>(営農困難時貸付けの対象から除かれる特例農地等)</u></p> <p><u>70の6-77 営農困難時貸付けの対象となる特例農地等には、措置法第70条の6第9項の規定の適用を受ける特例農地等、同条第10項に規定する貸付特例適用農地等又は借受代替農地等、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づく貸付けの対象となっている特例農地等(農業相続人が営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の全部又は一部を一時的道路用地等の用に供するために営農困難時貸付けに係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権を消滅させ、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づく貸付けを行っている特例農地等で、同条第21項に規定する貸付期限が到来したものを除く。)及び措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受ける特例農地等は含まれないことに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(営農困難時貸付けが行われている特例農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額)</u></p> <p><u>70の6-78 措置法第70条の6第27項の規定の適用を受ける同項に規定する農業相続人が死亡した場合において、営農困難時貸付けが行われている特例農地等の相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額は、当該農業相続人の死亡の日における貸付けの態様に応じた当該特例農地等の時価によることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 営農困難時貸付けが行われていた特例農地等について、農業相続人の死亡の前日までに措置法第70条の6第27項において準用する措置法第70条の4第22項に規定する耕作の放棄(以下70の6-90までにおいて「耕作の放棄」という。)又は同項に規定する権利消滅(以下70の6-90までにおいて「権利消滅」という。)があった場合において、当該農業相続人の死亡の日において新たな営農困難時貸付けが行われていないときにおける特例農地等の相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額は、当該農業相続人の死亡の日における当該特例農地等の時価によることに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(特定貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合)</u></p> <p><u>70の6-79 措置法令第40条の7第50項に規定する「貸付けの申込みを行った日後1年を</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後

改正前

経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合」とは、同項各号に掲げる地域若しくは区域にある特例農地等が同項第1号に規定する農地保有合理化事業を行う法人、同項第2号に規定する農地利用集積円滑化事業を行う者及び同項第3号に規定する利用権設定等促進事業を行っている市町村に対して、当該特例農地等に係る措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みが当該貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日まで継続して行われていたが、同日において当該貸付けの申込みによる貸付けができない場合をいうことに留意する。

なお、当該特例農地等の所在が措置法令第40条の7第50項各号に掲げる地域若しくは区域の2以上に該当する場合には、該当する各号に掲げる農地保有合理化事業を行う法人、農地利用集積円滑化事業を行う者又は利用権設定等促進事業を行っている市町村のすべてに対して貸付けの申込みが行われていなければならないことに留意する。

(営農困難時貸付農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合)

(新設)

70の6-80 措置法第70条の4第21項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る贈与者が死亡し、同条第21項に規定する営農困難時貸付農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合において、当該営農困難時貸付農地等につき措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるときには、次に掲げるものを除き、当該営農困難時貸付農地等は、営農困難時貸付けが行われている特例農地等として取り扱う。

- (1) 当該受贈者に係る贈与者の死亡の日後、措置法第70条の6第1項に規定する相続税の申告書の提出期限までに当該受贈者の農業の用に供された当該営農困難時貸付農地等
- (2) 当該贈与者の死亡に係る相続税の申告において措置法第70条の6の3第4項の規定により読み替えて適用する措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受ける当該営農困難時貸付農地等

(措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があった後に贈与者が死亡した場合)

(新設)

70の6-81 措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けようとする特例農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされたものである場合において、当該取得をしたものとみなされる基因となった贈与

改正後

改正前

者の死亡の日前1年以内に、当該特例農地等のうち措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付けを行っていた同項に規定する営農困難時貸付農地等につき同条第22項の耕作の放棄又は権利消滅があったとき（当該営農困難時貸付農地等に係る農業相続人が当該営農困難時貸付農地等について同項第3号の税務署長の承認を受けているとき、又は当該税務署長の承認を受けていない場合で当該贈与者の死亡の日前2月以内に同項の耕作の放棄又は権利消滅があったときに限る。）における当該営農困難時貸付農地等（既に同項の規定により同項第2号又は第4号の届出書が提出されたものを除く。）に係る措置法第70条の6の規定の適用については、措置法令第40条の7第52項に定めるところによることに留意する。

この場合において、同項第1号ロに規定する書類を同項に規定する相続税の申告書に添付して提出した農業相続人が当該耕作の放棄又は権利消滅があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな措置法第70条の6第27項に規定する営農困難時貸付けを行っていないとき又は当該農業相続人の農業の用に供していないときは、同日において同項において準用する措置法第70条の4第22項第4号の規定により権利設定があったものとみなされ、当該耕作の放棄又は権利消滅があった営農困難時貸付農地等のうち同日までに新たな措置法第70条の6第27項に規定する営農困難時貸付けを行っていない部分又は当該農業相続人の農業の用に供していない部分について相続税の納税猶予の期限が確定することに留意する。

（贈与者の死亡後に耕作の放棄又は権利消滅があった場合）

70の6-82 措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けようとする特例農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされたものである場合において、当該取得をしたものとみなされる基因となった贈与者の死亡の日から当該贈与者の死亡に係る相続税の申告期限までの間に、当該特例農地等のうち措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付けを行っていた同項に規定する営農困難時貸付農地等につき同条第22項の耕作の放棄（以下70の6-82において「耕作の放棄」という。）又は同項の権利消滅（以下70の6-82において「権利消滅」という。）があったときにおける当該営農困難時貸付農地等に係る措置法第70条の6の規定の適用については、当該贈与者の死亡に係る同条第1項に規定する相続税の申告書に次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じそれぞれ(1)又は(2)に定める書類を添付したときに限り、当該営農困難時貸付農地等は同条第27項において準用する措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付農地等と、当該耕作の放棄又は権利消滅は措置法第

（新設）

改正後

改正前

70条の6第27項において準用する措置法第70条の4第22項の耕作の放棄又は権利消滅と、当該農業相続人は措置法第70条の6第27項において準用する措置法第70条の4第22項第3号の税務署長の承認を受けたものとして取り扱う。

(1) 当該営農困難時貸付農地等について、当該相続税の申告書の提出期限までに新たな措置法第70条の6第27項に規定する営農困難時貸付けを行った場合 同項において準用する措置法第70条の4第22項第4号の届出書(当該提出期限前2月以内に措置法第70条の6第27項に規定する営農困難時貸付けを行った場合で、当該提出期限までに当該届出書を提出できないときは、当該営農困難時貸付けを行った日その他措置法規則第23条の8第26項第1号に掲げる事項を記載した書類)

(2) 当該営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は権利消滅があった日から1年を経過する日までに新たな措置法第70条の6第27項に規定する営農困難時貸付けを行う見込みである場合 当該新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日その他措置法規則第23条の8第27項に掲げる事項を記載した書類

(営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書)

(新設)

70の6-83 措置法第70条の6第27項において準用する措置法第70条の4第21項に規定する届出書については、70の4-86((営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書))を準用する。

(営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書の添付書類)

(新設)

70の6-84 措置法第70条の6第27項において準用する措置法第70条の4第21項に規定する届出書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の8第25項において準用する措置法規則第23条の7第32項第2号ニに定める書類については、70の4-87((営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書の添付書類))を準用する。

(措置法第70条の6第27項の営農困難時貸付けがあった場合の同条第1項の担保)

(新設)

70の6-85 特例農地等が措置法第70条の6第1項に規定する担保に供されている場合において、その特例農地等につき同条第27項に規定する地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定があったときの同条第1項の担保については、70の4-88((措置法第70条の4第21項の権利設定があった場合の同条第1項の担保))を準用する。

改正後

改正前

(新たな営農困難時貸付けを行うときの貸付けの申込みを継続して行う期間)

(新設)

70の6-86 営農困難時貸付けを行っている特例農地等について耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、当該特例農地等につき新たな営農困難時貸付けを行うときの措置法令第40条の7第50項に規定する措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みを継続して行う期間については、当該貸付けの申込みを行った日後1月を経過する日までであることに留意する。

(注) 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等について措置法令第40条の7第55項において準用する措置法第70条の6第21項に規定する貸付期限の到来により当該特例農地等につき新たな営農困難時貸付けを行うときの貸付けの申込みを継続して行う期間も同様であることに留意する。

(新たな営農困難時貸付けを措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けで行った場合)

(新設)

70の6-87 営農困難時貸付けを行っている特例農地等に耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、当該特例農地等に係る新たな営農困難時貸付けを措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けにより行ったときでも、当該貸付けは措置法第70条の6第27項の規定が適用される営農困難時貸付けであることに留意する。

(新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類)

(新設)

70の6-88 措置法令第40条の7第51項において準用する措置法令第40条の6第49項に規定する申請書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の8第25項において準用する措置法規則第23条の7第36項第1号に定める書類については、70の4-90 ((新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類))を準用する。

(営農困難時貸付けを適用した後に営農困難な状態が解消した場合)

(新設)

70の6-89 措置法第70条の6第27項の規定の適用を受ける農業相続人について、営農困難時貸付けを行っている特例農地等につき耕作の放棄又は権利消滅の前に、当該特例農地等を当該農業相続人の農業の用に供することが困難な状態が解消した場合については、70の4-91 ((営農困難時貸付けを適用した後に営農困難な状態が解消した場合))を準用する。

改正後

改正前

<p><u>(営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった後に農業相続人が死亡した場合)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>70の6-90 措置法第70条の6第27項の規定の適用を受ける特例農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があり、その後、当該特例農地等に係る農業相続人が死亡した場合については、70の4-92 ((営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった後に受贈者が死亡した場合))を準用する。</u></p>	
<p><u>(営農困難時貸付けを行った準農地)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>70の6-91 措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける同項に規定する準農地について営農困難時貸付けが行われた場合については、70の4-94 ((営農困難時貸付けを行った準農地))を準用する。</u></p>	
<p><u>(旧法猶予適用者が措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合の措置法第70条の6の適用関係)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>70の6-92 旧法猶予適用者(次の(1)から(6)までに掲げる農業相続人をいう。)が措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合には、同条第5項(納税猶予期限及び農業投資価格に関する規定)及び第38項(猶予税額の免除に関する規定)を除き同条の規定が適用されることに留意する。</u></p>	
<p><u>(1) 平成3年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人</u></p>	
<p><u>(2) 平成12年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人</u></p>	
<p><u>(3) 平成13年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人</u></p>	
<p><u>(4) 平成15年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人</u></p>	
<p><u>(5) 平成17年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人</u></p>	
<p><u>(6) 平成21年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人</u></p>	
<p><u>(平成3年改正前の措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農業相続人が措置法</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後

改正前

第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合の相続税の納税猶予についての取扱い

70の6-93 平成3年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人が措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合には、同条（同条第5項及び第38項を除く。）の規定を適用することとなるが、この場合において平成3年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人が有する特例農地等のうちに措置法第70条の4第2項第3号に規定する特定市街化区域農地等がある場合には、当該特定市街化区域農地等については同項第4号に規定する都市営農農地等以外の措置法第70条の6第5項に規定する市街化区域内農地等とみなして同条の規定を適用することに留意する。

(旧法猶予適用者が措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合の継続届出書の提出)

(新設)

70の6-94 旧法猶予適用者（次の(1)から(5)までに掲げる農業相続人をいう。）が措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合には、同条（同条第5項及び第38項を除く。）の規定を適用することとなるが、この場合において(1)から(5)までに掲げる農業相続人の区分に応じそれぞれに掲げる規定の適用を受けている場合の同条第31項に規定する届出書（以下70の6-94において「継続届出書」という。）の提出については、同条第27項において準用する措置法第70条の4第21項に規定する届出書を提出した日の翌日から起算して3年を経過するごとの日までに継続届出書を提出しなければならないことに留意する。

- (1) 平成3年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人  
同条第14項の規定
- (2) 平成12年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人  
同条第16項の規定
- (3) 平成13年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人  
同条第25項の規定
- (4) 平成15年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人  
同条第31項の規定
- (5) 平成17年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人  
同条第31項の規定

(注) 上記の継続届出書の提出期間については、当該3年を経過するごとの日の属する月の前々月の初日から当該3年を経過するごとの日までの期間として取り

改正後

改正前

扱う。

(旧法猶予適用者が措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合の同条第39項に規定する利子税の割合)

(新設)

70の6-95 旧法猶予適用者(次表の①から⑥までに掲げる農業相続人をいう。)が措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合には、同条(同条第5項及び第38項を除く。)の規定を適用することとなるが、この場合において同条第39項に規定する利子税の割合については、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第108号)附則第44条第14項第3号の規定により、次の表に掲げる農業相続人の区分に応じ、それぞれ次に掲げる割合となることに留意する。

農業相続人の区分		利子税の割合
① 平成3年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人		年6.6%
② 平成12年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人	左に掲げる農業相続人のうち特例農地等のうちに相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等であるものを有する農業相続人	年3.6%
③ 平成13年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人		
④ 平成15年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人	左に掲げる農業相続人のうち特例農地等のうちに相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等であるものを有しない農業相続人	年6.6%
⑤ 平成17年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人		
⑥ 平成21年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人		

(注) 1 上記の利子税の割合は、農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)の施行の日以後の期間に対応する利子税について適用があることに留意する。

2 措置法第93条(利子税の割合の特例)の規定の適用があることに留意する。

(継続届出書の提出期間)

70の6-96 措置法第70条の6第31項に規定する相続税の申告期限から3年目ごとの継続届出書の提出については、70の4-97(継続届出書の提出期間)を準用す

(継続届出書の提出期間)

70の6-74 措置法第70条の6第28項に規定する相続税の申告期限から3年目ごとの継続届出書の提出については、70の4-72(継続届出書の提出期間)を準用す



改正後

改正前

る。

る。

(市街化区域内農地等に対応する納税猶予税額の免除)

(新設)

70の6-97 措置法第70条の6第38項の規定により納税猶予税額のうち同項第4号に規定する市街化区域内農地等(都市営農農地等を除く。)(以下70の6-97において「市街化区域内農地等」という。)に係る納税猶予税額が免除される場合の当該納税猶予税額は、次の(1)又は(2)によることに留意する。

(1) 同項第4号の相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過する日において農業相続人(相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等である特例農地等を有していないものに限る。)が有する特例農地等のすべてが当該取得をした日において市街化区域内農地等に係るものである場合 同条第1項に規定する相続税に相当する金額(既に同条第7項又は第8項の規定の適用があった場合には、同条第7項に規定する譲渡特例農地等に係る相続税及び同条第8項に規定する特定農地等に係る相続税を除く。)

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次の算式により計算した金額

$$\text{納税猶予分の相続税額 (A)} \times \frac{\text{農業相続人が相続又は遺贈により取得をした日において市街化区域内農地等である特例農地等の取得の時点における農業投資価格控除後の価額}}{\text{農業相続人が取得をしたすべての特例農地等の取得の時点における農業投資価格控除後の価額の合計額}}$$

(注) 上記算式中の(A)の金額は、措置法第70条の6第1項の規定による納税猶予の適用を受けた当初の納税猶予税額をいう。したがって、その後当該納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定している場合であっても、当初の納税猶予税額によることとなる。

なお、当該取得の日において市街化区域内農地等である特例農地等について同条第7項又は第8項の規定の適用があった場合には、当該市街化区域内農地等である特例農地等の同条第7項に規定する譲渡特例農地等に係る相続税及び同条第8項に規定する特定農地等に係る相続税に相当する金額を上記により計算した金額から控除した残額が免除される猶予税額となり、その計算した金額に100

改正後

円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、その切り捨てた金額は、納税猶予税額として残ることに留意する。

(注) 措置法第70条の6第38項の規定は、旧法猶予適用者（70の6-92（旧法猶予適用者が措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合の措置法第70条の6の適用関係）の(1)から(6)までに掲げる農業相続人をいう。以下70の6-97において同じ。）には適用がないことに留意する。

なお、旧法猶予適用者が措置法第70条の6第27項の規定の適用を受ける場合も同様である。

また、旧法猶予適用者が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受ける場合には、措置法第70条の6第38項の規定の適用があることに留意する。

(旧法猶予適用者の利子税の割合)

70の6-98 措置法第70条の6第39項の規定は、旧法猶予適用者（70の6-92（旧法猶予適用者が措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合の措置法第70条の6の適用関係）の(2)から(6)までに掲げる農業相続人に限り、同条第27項の規定の適用を受けた農業相続人を除く。以下70の6-98において同じ。）にも適用されるが、旧法猶予適用者に適用される同条第39項に規定する利子税の割合は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令附則第44条第12項第2号から第6号までの規定により次に掲げる農業相続人の区分に応じそれぞれ次の割合となることに留意する。

(1) 特例農地等のうちに相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等であるものを有する農業相続人 年3.6%

(2) 上記(1)に掲げる農業相続人以外の農業相続人 年6.6%

(注) 1 上記の利子税の割合は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）の施行の日以後の期間に対応する利子税について適用があることに留意する。

2 措置法第93条（(利子税の割合の特例)）の規定の適用があることに留意する。

3 平成3年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人に適用される利子税の割合は、平成3年改正前の措置法第70条の6第19項の規定により年6.6%であることに留意する。

改正前

(新設)

改正後	改正前
<p>(昭和50年改正前の措置法第70条の4の規定による贈与税の納期限延長についての取扱い) 70の6-99 (省略)</p>	<p>(昭和50年改正前の措置法第70条の4の規定による贈与税の納期限延長についての取扱い) 70の6-75 (同左)</p>
<p>(平成3年改正前の措置法第70条の4及び平成3年改正前の措置法第70条の6の規定による贈与税及び相続税の納税猶予についての取扱い) 70の6-100 (省略)</p>	<p>(平成3年改正前の措置法第70条の4及び平成3年改正前の措置法第70条の6の規定による贈与税及び相続税の納税猶予についての取扱い) 70の6-76 (同左)</p>
<p>(平成7年改正前の措置法第70条の4の規定による贈与税の納税猶予についての取扱い) 70の6-101 (省略)</p>	<p>(平成7年改正前の措置法第70条の4の規定による贈与税の納税猶予についての取扱い) 70の6-77 (同左)</p>
<p>(平成14年改正前の措置法第70条の4の規定による贈与税の納税猶予についての取扱い) 70の6-102 (省略)</p>	<p>(平成14年改正前の措置法第70条の4の規定による贈与税の納税猶予についての取扱い) 70の6-78 (同左)</p>
<p>(平成17年改正前の措置法第70条の4及び平成17年改正前の措置法第70条の6の規定による贈与税及び相続税の納税猶予についての取扱い) 70の6-103 (省略)</p>	<p>(平成17年改正前の措置法第70条の4及び平成17年改正前の措置法第70条の6の規定による贈与税及び相続税の納税猶予についての取扱い) 70の6-79 (同左)</p>
<p>(平成21年改正前の措置法第70条の4及び平成21年改正前の措置法第70条の6の規定による贈与税及び相続税の納税猶予についての取扱い) 70の6-104 <u>平成21年改正前の措置法第70条の4の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けているもの及び平成21年改正前の措置法第70条の6の規定による相続税の納税猶予の適用を受けているものに係る所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)の附則第66条第2項及び第6項((農地等についての贈与税又は相続税の納税猶予等に関する経過措置))の規定の適用については、平成21年7月8日付課資2-9ほか2課共同「租税特別措置法(相続税法の特例関係)の取扱いについて」の一部改正について</u>通達による改正前の「租税特別措置法(相続税法の特例関係)の取扱いについて」通達の70の4-1((農地又は採草放牧地の意義))から70の6-74((継続届出書の提出期間))の取扱いの例による。</p>	<p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(既往通達の廃止) 70の6-105 (省略)</p>	<p>(既往通達の廃止) 70の6-80 (同左)</p>
<p><u>[措置法第70条の6の2 ((相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例) 関係)]</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(措置法第70条の6の2の適用の対象となる特例農地等の範囲)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>70の6の2-1 措置法第70条の6の2第1項に規定する貸付け(以下70の6の3-6までにおいて「特定貸付け」という。)の対象となる農地又は採草放牧地とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地以外の措置法令第40条の7第50項各号に掲げる地域若しくは区域に所在する農地又は採草放牧地であり、措置法第70条の6の2第1項の規定の適用がある農地又は採草放牧地は特例農地等に限られるのであるが、この場合において、次に掲げる特例農地等は特定貸付けの対象とならないことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>措置法第70条の6第1項に規定する準農地である特例農地等</u></p> <p>(2) <u>措置法令第40条の7第65項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地である特例農地等</u></p> <p>(3) <u>措置法第70条の6第9項の規定の適用を受ける特例農地等</u></p> <p>(4) <u>措置法第70条の6第10項に規定する貸付特例適用農地等</u></p> <p>(5) <u>措置法第70条の6第21項に規定する一時的道路用地等の用に供するため同項に規定する地上権等の設定に基づく貸付けの対象となっている特例農地等(農業相続人が特定貸付けを行っていた特例農地等の全部又は一部について一時的道路用地等の用に供するために特定貸付けに係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権を消滅させ、一時的道路用地等の用に供するため地上権等の設定に基づく貸付けを行っている特例農地等で同項に規定する貸付期限が到来したものを除く。)</u></p> <p>(6) <u>措置法第70条の6第27項に規定する営農困難時貸付けの対象となっている特例農地等</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(特定貸付けに該当しない貸付け)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>70の6の2-2 措置法第70条の6第27項に規定する営農困難時貸付けを行っている特例農地等に同項において準用する措置法第70条の4第22項に規定する耕作の</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>放棄又は同項に規定する権利消滅があった場合において、当該特例農地等に係る新たな貸付けを措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けにより行ったときであっても、当該貸付けは措置法第70条の6第27項の規定が適用される営農困難時貸付けであり、措置法第70条の6の2の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>(特定貸付けが行われている特例農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額)</u></p> <p><u>70の6の2-3 措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受ける同項に規定する農業相続人（以下70の6の2-8までにおいて「猶予適用者」という。）が死亡した場合において、特定貸付けが行われている特例農地等の相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額は、当該猶予適用者の死亡の日における貸付けの態様に応じた当該特例農地等の時価によることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 特定貸付けが行われていた特例農地等について、猶予適用者の死亡の日前までに措置法第70条の6の2第2項に規定する貸付期限（当該貸付期限の到来前に同条第1項に規定する賃借権等の解約が行われたことにより当該賃借権等が消滅した場合には、当該賃借権等が消滅した日。以下70の6の2-8までにおいて「貸付期限」という。）が到来した場合又は同条第7項に規定する耕作の放棄（以下70の6の2-8までにおいて「耕作の放棄」という。）があった場合において、当該猶予適用者の死亡の日において新たな特定貸付けが行われていないときにおける当該特例農地等の相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額は、当該猶予適用者の死亡の日における当該特例農地等の時価によることに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(特定貸付けに係る権利設定に関する届出書)</u></p> <p><u>70の6の2-4 措置法第70条の6の2第1項に規定する届出書は、特定貸付けを行ったごとに提出しなければならないのであるから、例えば、特定貸付けを行った日において2以上の契約又は農用地利用集積計画の定めるところにより特定貸付けを行っている場合には、それぞれの契約又は農用地利用集積計画ごとに当該届出書を提出しなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 措置法第70条の6の2第2項に規定する届出書及び同条第4項に規定する届出書の提出も同様であることに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(措置法第70条の6の2第1項の賃借権等の設定があった場合の措置法第70条の6第1項の担保)</u></p> <p><u>70の6の2—5 特例農地等が措置法第70条の6第1項に規定する担保に提供されている場合において、その特例農地等につき措置法第70条の6の2第1項に規定する賃借権等の設定があったときにおいても、その担保を提供した猶予適用者に対して国税通則法第51条第1項に規定する増担保の提供を命ずる必要はないことに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(貸付期限の更新があった場合)</u></p> <p><u>70の6の2—6 措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付農地等(以下70の6の2—7までにおいて「特定貸付農地等」という。)の貸付けに係る期限の到来前に、当該貸付けに係る期限を延長したときには、当該延長前の貸付けに係る期限において同条第2項に規定する貸付期限は到来しないことに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(新たな特定貸付けに関する承認申請書の添付書類)</u></p> <p><u>70の6の2—7 措置法令第40条の7の2第3項に規定する申請書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の8の2第6項に定める書類は、当該申請書を提出する農業相続人が貸付けの申込みを行っている同項第1号から第3号に掲げる農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は市町村長の書類をいうことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 特定貸付農地等に耕作の放棄があった場合における措置法令第40条の7の2第7項において準用する同条第3項に規定する申請書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の8の2第8項において準用する同条第6項に定める書類も同様であることに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(特定貸付けを行っている特例農地等につき貸付期限の到来又は耕作の放棄があった後に猶予適用者が死亡した場合)</u></p> <p><u>70の6の2—8 措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受ける特例農地等につき貸付期限の到来又は耕作の放棄があったときにおいて、次の(1)又は(2)に掲げる場合には、当該貸付期限の到来又は耕作の放棄があった当該特例農地等に係る納税猶予期限は確定せず、措置法第70条の6第38項の規定により相続税は免除されることに留意する。</u></p> <p><u>なお、(2)の場合において、当該猶予適用者の死亡の日前に新たな特定貸付けを行った部分又は当該猶予適用者の農業の用に供した部分に係る措置法第70条の6の2第4項に規定する届出書がその提出期限(当該猶予適用者の死亡の日前に提出期限が到来して</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後

改正前

いるものに限る。)までに提出されていない部分については猶予期限は確定していることに留意する。

(1) 貸付期限の到来又は耕作の放棄があった日から2月以内に当該特例農地等に係る猶予適用者が死亡した場合

(2) 措置法第70条の6の2第3項に規定する税務署長の承認を受け、貸付期限の到来又は耕作の放棄があった日から1年を経過する日までに、当該特例農地等に係る猶予適用者が死亡した場合

(注) 上記(1)又は(2)の場合において、貸付期限の到来又は権利消滅があったときから猶予適用者の死亡の日までの間に、当該貸付期限の到来又は耕作の放棄があった特例農地等について新たな特定貸付けを行ったとき又は当該猶予適用者の農業の用に供したときであっても、措置法第70条の6の2第2項又は第4項に規定する届出書の提出は要しないことに留意する。

(旧法猶予適用者が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合の相続税の納税猶予についての取扱い)

(新設)

70の6の2-9 措置法第70条の6の2第8項各号に掲げる農業相続人(以下70の6の2-12において「旧法猶予適用者」という。)が同条第1項の規定の適用を受けた場合には、当該旧法猶予適用者は措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人とみなして同条の規定が適用され、措置法第70条の6の2第8項各号に規定する改正前の租税特別措置法第70条の6の規定は適用がないことに留意する。

(平成3年改正前の措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農業相続人が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合の相続税の納税猶予についての取扱い)

(新設)

70の6の2-10 平成3年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合には、同条第9項の規定により措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人とみなして同条の規定を適用することとなるが、この場合において当該農業相続人が有する特例農地等のうちに措置法第70条の4第2項第3号に規定する特定市街化区域農地等がある場合には、当該特定市街化区域農地等については同項第4号に規定する都市営農農地等以外の措置法第70条の6第5項に規定する市街化区域内農地等とみなして、同条の規定の適用をすることに留意する。

改正後

改正前

(旧法猶予適用者が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合の継続届出書の提出)

(新設)

70の6の2-11 旧法猶予適用者(次の(1)から(5)までに掲げる農業相続人である旧法猶予適用者に限る。)が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合には、同条第9項の規定により措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人とみなして同条の規定を適用することとなるが、この場合において(1)から(5)までに掲げる農業相続人の区分に応じ(1)から(5)までに掲げる規定の適用を受けている場合の同条第31項に規定する届出書(以下70の6の2-11において「継続届出書」という。)の提出については、措置法第70条の6の2第1項に規定する届出書を提出した日の翌日から起算して3年を経過するごとの日まで継続届出書を提出しなければならないことに留意する。

(1) 平成3年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人 同条第14項の規定

(2) 平成12年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人 同条第16項の規定

(3) 平成13年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人 同条第25項の規定

(4) 平成15年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人 同条第31項の規定

(5) 平成17年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人 同条第31項の規定

(注) 上記の継続届出書の提出期間については、当該3年を経過するごとの日の属する月の前々月の初日から当該3年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。

(旧法猶予適用者が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合の利子税の割合)

(新設)

70の6の2-12 旧法猶予適用者が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合には、当該旧法猶予適用者は措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人とみなして同条の規定が適用されることとなるが、同条第39項に規定する利子税の割合については、次に掲げる旧法猶予適用者の区分に応じそれぞれ次の割合となることに留意す



改正後

改正前

- る。
- (1) 特例農地等のうちに相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等であるものを有する旧法猶予適用者 年3.6%
- (2) 特例農地等のうちに相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等であるものを有しない旧法猶予適用者
- イ 特例農地等のうち相続又は遺贈により取得をした日において同条第5項に規定する市街化区域内農地等に対応する部分の金額を基礎とする部分 年6.6%
- ロ イ以外の部分 年3.6%
- (注) 1 上記の利子税の割合は、農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)の施行の日以後の期間に対応する利子税について適用があることに留意する。
- 2 措置法第93条((利子税の割合の特例))の規定の適用があることに留意する。

〔措置法第70条の6の3(特定貸付けを行った農地又は採草放牧地についての相続税の課税の特例)関係〕

(新設)

〔特定貸付者の範囲〕

(新設)

70の6の3-1 措置法第70条の6の3第1項に規定する「特定貸付者」とは、措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けを死亡の日まで行っていた者をいうのであるが、次の(1)から(5)までに掲げる者が死亡の日までに、それぞれに掲げる規定に係る貸付けを行っていた場合には、当該者は措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付者に含まれることに留意する。

- (1) 措置法第70条の6第10項の規定の適用を受ける農業相続人
- (2) 措置法第70条の4第8項の規定の適用を受ける受贈者
- (3) 措置法第70条の6第27項の規定の適用を受ける農業相続人(当該農業相続人の死亡の日まで行われていた貸付けが措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けにより行われていた場合に限る。)
- (4) 措置法第70条の4第21項の規定の適用を受ける受贈者(当該受贈者の死亡の日まで行われていた貸付けが措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けにより行わ

改 正 後	改 正 前
<p>れていた場合に限る。)</p>	
<p>(5) <u>措置法第70条の6の2第1項の規定を受ける農業相続人</u></p>	
<p><u>(措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付けを行っていた農地又は採草放牧地)</u></p>	(新設)
<p><u>70の6の3-2 措置法第70条の6の3第1項に規定する「特定貸付けを行っていた農地又は採草放牧地」とは、同項に規定する特定貸付者の死亡の日において、当該特定貸付者により特定貸付けが行われていた農地又は採草放牧地をいい、当該特定貸付者が当該農地又は採草放牧地について措置法第70条の6の2第1項の規定を受けているかどうかは問わないことに留意する。</u></p>	
<p><u>(「相続又は遺贈により取得」の意義)</u></p>	(新設)
<p><u>70の6の3-3 措置法第70条の6の3第1項及び第2項に規定する「相続又は遺贈により取得」には、措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したとみなされる場合の取得は含まれないことに留意する。</u></p>	
<p><u>(相続税の申告期限までに行われた特定貸付け)</u></p>	(新設)
<p><u>70の6の3-4 措置法第70条の6の3第2項の規定は、同項に規定する相続又は遺贈により取得した農地又は採草放牧地について同項に規定する相続税の申告期限までに特定貸付けを行ったときに限り適用があることに留意する。</u></p>	
<p><u>したがって、特定貸付けが相続税の申告期限までに行われていない場合には、同項の規定の適用はないこととなる。</u></p>	
<p><u>(注) 措置法第70条の6の3第3項の規定の適用も同様であることに留意する。</u></p>	
<p><u>(特定貸付けが行われた特例農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額)</u></p>	(新設)
<p><u>70の6の3-5 措置法第70条の6の3の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地について、相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額は、当該相続税の課税価格の計算に係る被相続人の死亡の日における当該農地又は採草放牧地の時価によることに留意する。</u></p>	
<p><u>(特定貸付けに係る権利設定に関する届出書が提出されない場合)</u></p>	(新設)
<p><u>70の6の3-6 措置法第70条の6の3の規定は、同条第4項の規定により読み替えて適</u></p>	

改正後

改正前

用する措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けようとする者が同項の届出書（以下70の6の3-6において「届出書」という。）を提出することにより適用があるが、当該届出書が提出されない場合の措置法第70条の6の規定の適用は、次に掲げるところによることに留意する。

(1) 特定貸付けを行った日の翌日から2月を経過する日が同条第1項に規定する相続税の申告書（70の6の3-6において「相続税の申告書」という。）の提出期限以前となる場合において、当該相続税の申告書に届出書が添付されていない場合 措置法第70条の6の規定の適用はないことに留意する（措置法第70条の6の2第5項の規定の適用がある場合を除く。次の(2)において同じ。）。

(2) 特定貸付けを行った日の翌日から2月を経過する日が相続税の申告書の提出期限後となる場合において、当該相続税の申告書に措置法令第40条の7の3第3項に規定する書類を添付して当該相続税の申告書が提出され、特定貸付けを行った日から2月以内に届出書が提出されない場合 措置法第70条の6の規定の適用はないものとして取り扱う。

(注) 上記の場合において、相続税の申告書に特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき措置法第70条の6第1項の適用を受けようとする旨の記載がない場合、同条第30項に規定する書類又は措置法令第40条の7の3第3項に規定する書類の添付がない場合には、措置法第70条の6の規定の適用はないことに留意する。